



第2次
清須市男女共同
参画プラン

令和4年3月
愛知県清須市

はじめに

わが国では、本格的な人口減少時代を迎え、さらには令和2(2020)年の、新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、ジェンダーに起因する経済格差や配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されるなどの課題を顕在化させる一方で、新しい働き方の可能性が広がるなど生活様式にも影響を与えました。このような社会情勢を背景に、人生100年時代の到来を意識し、すべての人が生涯にわたる充実した暮らしを実現するために、働き方・暮らし方の変革が求められています。



本市では、平成21(2009)年に、「清須市男女共同参画プラン」を、平成26(2014)年に「清須市男女共同参画プラン(中間見直し版)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みを進めてきましたが、今なお、ジェンダーにとらわれた固定的な役割分担意識や習慣が根強く存在しており、一層の努力が求められています。

平成27(2015)年9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と示されており、各国で取り組みが加速されています。

国においても、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映する必要があるとされています。

この度、清須市男女共同参画プラン(中間見直し版)の計画期間が満了することから、こうした国の動きや本市の現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ、性別にとらわれない視点をあらゆる施策に盛り込んだ「第2次清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

今後は、この新たな計画に基づき、性別にかかわらず、あらゆる分野で個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた取り組みを推進して参りますので、市民の皆様には引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました清須市男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、市民意識調査にご協力いただきました市民の皆様及び関係者の皆様に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

清須市長 永田 純夫

目次

第1章 プランの策定にあたって	3
1 プラン策定の趣旨.....	3
2 男女共同参画の歩み.....	4
(1) 世界・国の動向.....	4
(2) 愛知県の動向.....	7
(3) 清須市の動向.....	7
3 プランの期間.....	8
4 プランの位置づけ.....	8
(1) プランの根拠法.....	8
(2) 他計画との関連.....	9
(3) SDGsと清須市の取り組みについて.....	10
5 プランの策定体制.....	11
(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施.....	11
(2) 計画の評価・見直し.....	11
(3) 各会議等の開催.....	11
(4) パブリックコメント.....	11
第2章 清須市の現状と課題	15
1 統計に基づく清須市の現状.....	15
(1) 人口の状況.....	15
(2) 世帯状況.....	17
(3) 婚姻・出生の状況.....	18
(4) 就労状況.....	20
(5) 女性の参画状況.....	21
2 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要.....	22
(1) 男女共同参画に関する意識について.....	24
(2) 家庭の中での男女共同参画について.....	29
(3) 地域や社会の中での男女共同参画について.....	31
(4) 仕事での男女共同参画について.....	33
(5) DV（ドメスティック・バイオレンス）について.....	37
(6) ハラスメントについて.....	38
(7) 性の多様性について.....	39
(8) 男女共同参画の推進について.....	40
3 現行計画の成果目標及び活動目標の達成状況と評価.....	40
4 課題のまとめ.....	42

第3章 プランの基本的な考え方	47
1 プランの基本理念.....	47
2 プランの基本目標.....	48
3 施策の体系.....	49
第4章 施策の展開	53
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり	53
施策1 人権の尊重	54
施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実.....	55
施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	56
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	58
施策1 市におけるポジティブ・アクションの推進.....	59
施策2 女性のエンパワーメントへの支援.....	60
基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大	61
施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進	62
施策2 防災分野における男女共同参画の促進	63
基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現.....	64
施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進.....	65
施策2 雇用の分野における男女平等の推進.....	66
施策3 女性のチャレンジ支援.....	67
基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり	68
施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実	69
施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援.....	70
基本目標6 あらゆる暴力の根絶.....	73
施策1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた情報提供や啓発.....	74
施策2 相談・連携体制の整備・充実	75
施策3 被害者に対する支援の推進.....	76
第5章 プランの推進体制	81
1 連携・協働によるプランの推進.....	81
（1）庁内の推進体制.....	81
（2）市民協働による推進体制.....	81
（3）市民、関係団体、事業者との連携.....	81
2 プランの進捗管理.....	82
（1）指標の設定.....	82
（2）進捗管理の具体的方法	82
資 料 編	85
1 施策の成果目標一覧.....	85

2	懇話会設置要綱	88
3	懇話会委員名簿	89
4	策定経過.....	90
5	用語解説.....	91
6	男女共同参画社会基本法	95
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）..	98
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	105
9	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	111

第1章

プランの策定にあたって

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」における、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の最重要課題の1つ」として位置づけられています。

少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別にかかわらず、家庭、職場、地域などそれぞれの場面において、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。

近年の我が国では、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、また、多様な働き方を選択できる社会の実現をめざして、平成30年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が公布、平成31年4月より順次施行されました。それらを踏まえ、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みが進められています。

しかし、我が国の女性の参画状況は進んでいる分野はあるものの、進展が未だ十分ではないとされています。令和3年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、諸外国と比較した順位が156か国中120位となり、主に政治分野、経済分野の進捗が遅れている結果となり、より一層の取り組みが求められています。加えて、SOGIE（性的指向・性自認・性表現）やLGBTQ（性的少数者）などの性の多様性に関する認識や自治体の取り組みが広まってきており、男女という性別にとらわれない性の多様性についても検討する必要性が高まっています。

また、近年の災害発生状況から、防災分野での男女共同参画の取り組みや、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の増加・深刻化や女性の雇用・所得への影響などに関心が高まっており、男女共同参画の視点を盛り込んだ対策が求められています。

清須市（以下「本市」という。）では、男女共同参画社会基本法の趣旨、国や県の計画の趣旨を踏まえ、平成21年3月に第1次となる「清須市男女共同参画プラン」（以下「第1次プラン」という。）を策定し、平成26年に計画の見直しを行い、男女共同参画にかかわるさまざまな取り組みを進めてきました。

このたび、令和3年度をもって、第1次プランの計画期間が終了することから、近年の社会情勢や課題を踏まえ、今後さらに、あらゆる分野における男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次清須市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定することとしました。

2 男女共同参画の歩み

(1) 世界・国の動向

● 1975 (昭和50) 年～

国際連合（以下「国連」という。）は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで開催した国際婦人年世界会議において「世界行動計画」を採択しました。それ以降、各国での男女共同参画に関する取り組みが急速に進み、1979（昭和54）年には、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、同条約の中で、「女子に対する差別」が定義されました。

国内においては、「国際婦人年」を契機として、1975（昭和50）年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。1977（昭和52）年には、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

● 1985 (昭和60) 年～

「国際婦人の10年」の最終年にあたる1985（昭和60）年にはナイロビ世界会議において、10年間の成果の検討と評価を行うとともに、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。

国内においては、1985（昭和60）年に女子差別撤廃条約を批准し、翌年4月「男女雇用機会均等法^{※1}」が施行、さらに1987（昭和62）年には、「ナイロビ将来戦略」を受け、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

その他の法整備としては、1992（平成4）年にすべての労働者を対象とした「育児休業等に関する法律（育児休業法）」が施行されました。

● 1994 (平成6) 年～

1995（平成7）年には、北京で開催された第4回世界女性会議において、国際社会がとるべき12の問題領域が設定され、女性の地位向上とエンパワーメントを前提に、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

国内においては、1994（平成6）年に国内組織の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を「男女共同参画推進本部」と改め、総理府に「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

男女共同参画審議会では、1996（平成8）年に「北京宣言」及び「行動綱領」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、21世紀初頭を目標とした施策の方向性が示されました。

※1 1972（昭和47）年に制定された「勤労婦人福祉法」が、1985（昭和60）年に改正し名称変更され「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」となり、1997（平成9）年に更なる改正を重ね、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」となりました。

また、1997（平成9）年には、「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、それまでの努力義務規定が改められ、募集・採用、配置・昇進について、女性であることを理由とする差別的取り扱いが禁止されることとなり、また新たにセクシュアル・ハラスメントに関する規則などが盛り込まれました。

● 1999（平成11）年～

2000（平成12）年には、ニューヨーク国連本部で国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、政治宣言並びに「北京宣言及び行動綱領を実施するための一層の行動とイニシアチブ」からなる成果文書が採択されました。

国内においては、1999（平成11）年に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国・地方自治体・国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律を受け、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。国の組織としては、2001（平成13）年1月に内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。

さらにその他、1999（平成11）年には、これまで努力義務とされていた介護休業制度が義務化に改正され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が施行されました。また、2000（平成12）年には「ストーカー行為等の規則等に関する法律（ストーカー規制法）」、2001（平成13）年に「DV防止法^{※2}」が施行され、つきまとい等や、配偶者からの暴力に対する法律も整備されました。

● 2004（平成16）年～

2010（平成22）年の国連総会決議により、ジェンダー分野における国連加盟国支援、国連システムのジェンダーに関する取り組みの主導、調整、促進を担うUN Women（国連女性機関：ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の設立が採択されました。

国内においては、2007（平成19）年に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、翌年には、内閣府男女共同参画局に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。また、同年、男女共同参画推進本部において、「女性の参画加速プログラム」が策定され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」「意識の改革」の3つの取り組みを、一体的に実施することを施策の基本的方向として打ち出しました。

さらに、2014（平成26）年、政府はすべての女性が輝く社会づくりを国の最重要課題に位置づけ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が策定されました。

※2 DV防止法は、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という名称で施行され、2014（平成26）年の法改正に伴い、名称変更され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

その他の法律では、2014（平成26）年に施行された「DV防止法の一部を改正する法律」において、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなりました。また、同年、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」が施行されました。

● 2015（平成27）年～

2015（平成27）年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、そこに記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際的な「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）には、17の目標のうち5番目の目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられました。

2016（平成28）年のG7伊勢志摩サミットにおいて、G7首脳等は「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意し、他国にも同様の行動を促すことで一致しました。

国内においては、2016（平成28）年に仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現をめざし、働く女性の活躍を後押しする法律として「女性活躍推進法」が施行され、さらに2019（令和元）年に改正法が成立し、改正内容は2020（令和2）年から2022（令和4）年にかけて順次施行されています。また、2018（平成30）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

その他の国内の動きとして、2017（平成29）年に、働き方改革実現会議において、働き方改革を実現させるための具体的な指針として「働き方改革実行計画」が策定され、翌年、「働き方改革関連法」が公布され、2019（平成31）年から順次施行されています。また、2015（平成27）年にSDGsが採択されたことを受け、2016（平成28）年に内閣総理大臣を本部長とした全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されました。

そして、2020（令和2）年12月、我が国における取り組みの進展が未だ十分でないことへの対応策や、新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等の問題、包括性のある社会の実現などを踏まえた「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(2) 愛知県の動向

愛知県では、1989（平成元）年に女性行動計画「あいち女性プラン」が策定され、女性の自立や社会参画を促進するための基本的なあり方が示されました。その後、1996（平成8）年に県の男女共同参画社会づくりの拠点施設として、「ウィルあいち（愛知県女性総合センター）」が開設されました。

2001（平成13）年には、「男女共同参画社会基本法」及び国の男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されるとともに、2002（平成14）年には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、2006（平成18）年には「あいち男女共同参画プラン21」が改定され、2011（平成23）年には、「あいち男女共同参画プラン2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を、2016（平成28）年には「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

さらに、あらゆる分野で女性が活躍するには未だ十分とは言えない状況や、2020（令和2）年以降の新型コロナウイルス感染症拡大などの社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、2021（令和3）年に「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定されました。

(3) 清須市の動向

本市では、2007（平成19）年3月に、「基本構想」と「基本計画」からなる「清須市第1次総合計画」（計画期間：平成19年度～平成28年度）を策定しました。そして、2009（平成21）年10月の春日町との合併も踏まえ、「基本構想」を改定し、「基本計画」の中に「男女共同参画社会の推進」を盛り込みました。2009（平成21）年3月には、国や県での男女共同参画に関する計画策定を受け、「清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

策定にあたっては、2008（平成20）年1月に市民を対象として男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、本市の実態を把握しました。また、男女共同参画社会をめざすための施策を掲げ、市民協働による講演会の実施、家庭相談員、女性相談員を配置し、児童虐待や児童の養育問題などの相談やDVを含めた市の相談窓口の開設などの取り組みを進めてきました。

また、「清須市男女共同参画プラン」の策定から5年経過したことを受け、施策・事業の中間評価・見直しを実施し、2014（平成26）年に「清須市男女共同参画プラン【中間見直し版】」を策定しました。

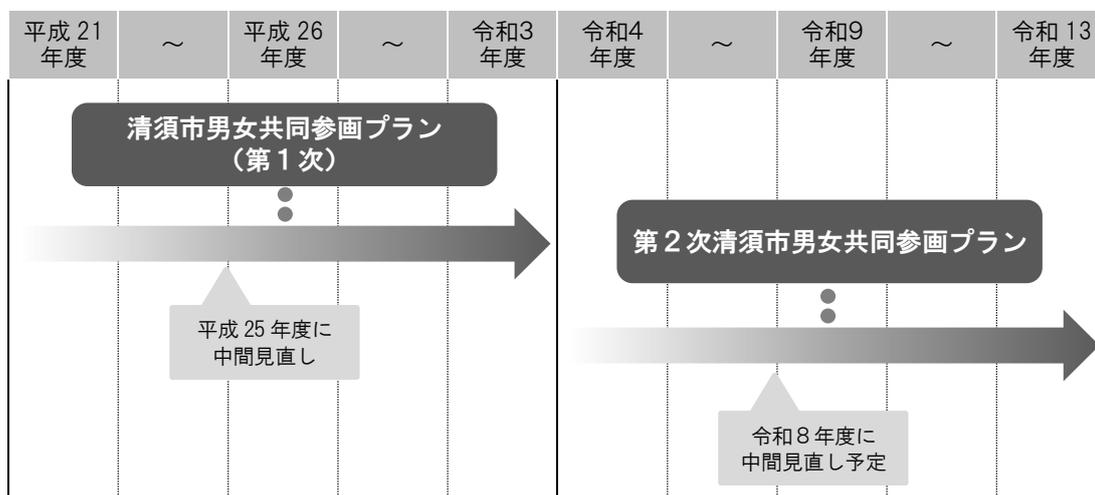
その後、2015（平成27）年には、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者からなる「清須市男女共同参画推進懇話会」を設置し、プランの策定や推進、男女共同参画に関する重要事項等を審議してきました。

そして今後さらに、あらゆる分野における男女共同参画を総合的かつ計画的に進めていくため、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる「第2次清須市男女共同参画プラン」を策定しました。

3 プランの期間

第2次プランは、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改定により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

■ 計画期間



4 プランの位置づけ

(1) プランの根拠法

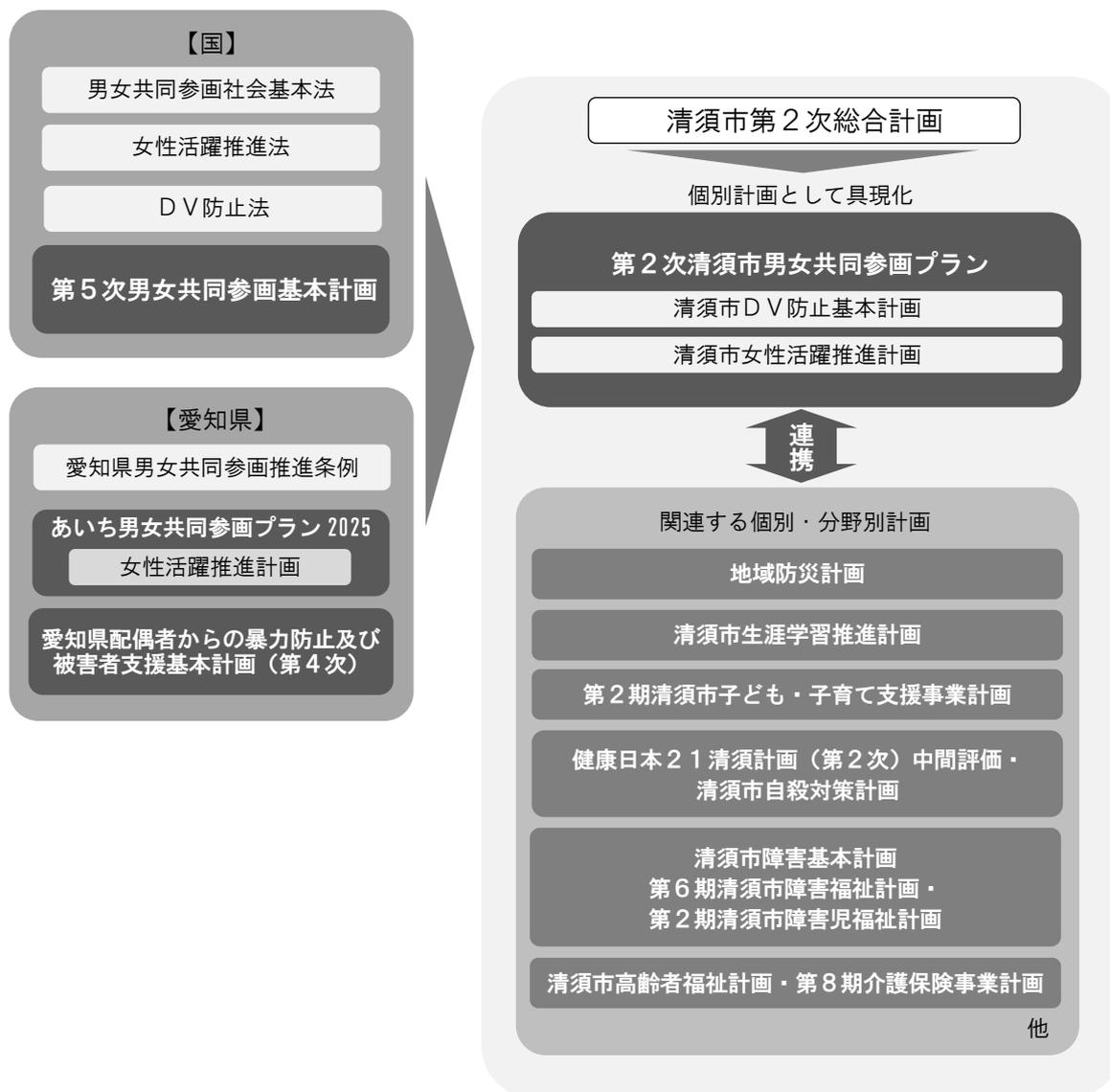
第2次プランは、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。

また、第2次プランでは、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を基本目標6に、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を基本目標2、及び基本目標4に位置づけ、施策を展開します。

(2) 他計画との関連

第2次プランは、「清須市第2次総合計画」を上位計画とする部門別計画であり、関連する本市の各部門別計画との整合を図り連携し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

■ 他計画との連携イメージ



(3) SDGs と清須市の取り組みについて

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17の国際目標と169のターゲットが掲げられています。17の目標のうち目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等の実現と女性（女兒）のエンパワーメント（能力強化）をめざしています。

我が国においては、SDGsを推進するための基盤整備として、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」が設置されました。同年12月には今後の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」が決定され、その後2019（令和元）年12月に実施指針が改定されました。

SDGsの考え方は第2次プランのめざすべき姿に当てはまるものであるため、第2次プランに掲げる施策の推進にあたってはSDGsの目標を意識して取り組み、男女共同参画社会の実現をめざします。



■ SDGs 17の国際目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5 プランの策定体制

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

第2次プランの策定にあたり、本市に在住する市民の男女共同参画に関する意見・実態を把握し、プランの基礎資料とするために、令和3年7月に「清須市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

(2) 計画の評価・見直し

第1次プランでは、策定から5年目に施策・事業評価を踏まえて、プラン全体の見直しを行いました。また、中間見直しの評価を受けて、プランのさらなる実効性を高め、着実にプランを推進するために、各年度における施策、事業の進捗状況の把握、点検、評価を行い、清須市男女共同参画推進懇話会にて報告し、事業方針や内容の改善を図ってきました。

第2次プランにおいても、第1次プランの施策・事業の進捗状況の把握、点検、評価を行い、清須市男女共同参画推進懇話会での審議結果を踏まえて策定しました。

なお、成果指標・活動指標における目標値は、令和8年度に実施する第2次プラン中間見直しに合わせ、令和8年度時点の目標値を設定しました。

(3) 各会議等の開催

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者から構成される「清須市男女共同参画推進懇話会」を開催し、専門的な知見や意見交換など、第2次プラン（案）についての審議・検討を行いました。

(4) パブリックコメント

第2次プラン（案）に対する市民の意見を広く聴取するために、パブリックコメントを実施しました。令和3年12月24日～令和4年1月25日にかけて、市内14か所の公共施設などに第2次プラン（案）の閲覧場所を設置し、また、市のホームページにおいても第2次プラン（案）を公表し、意見を募りました。

第2章

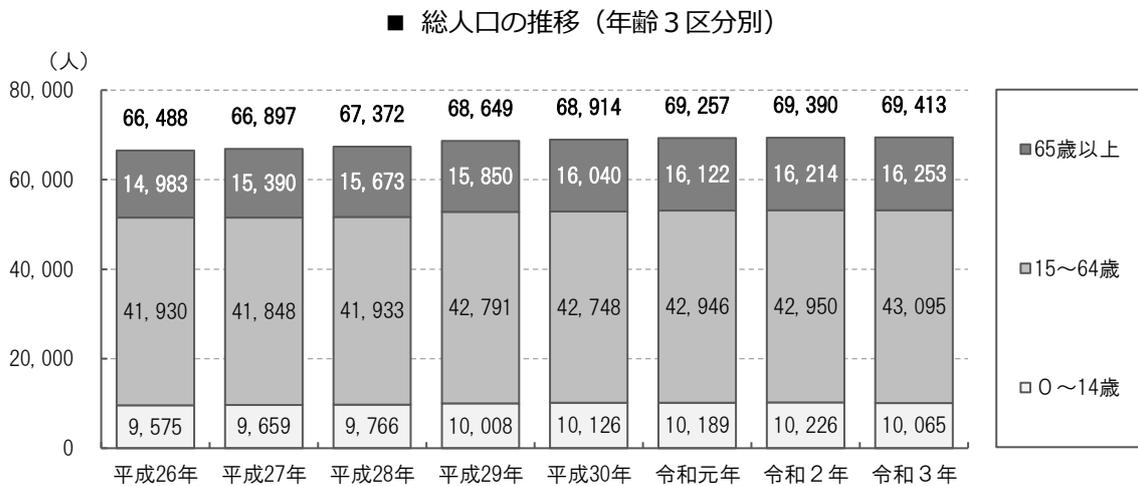
清須市の現状と課題

第2章 清須市の現状と課題

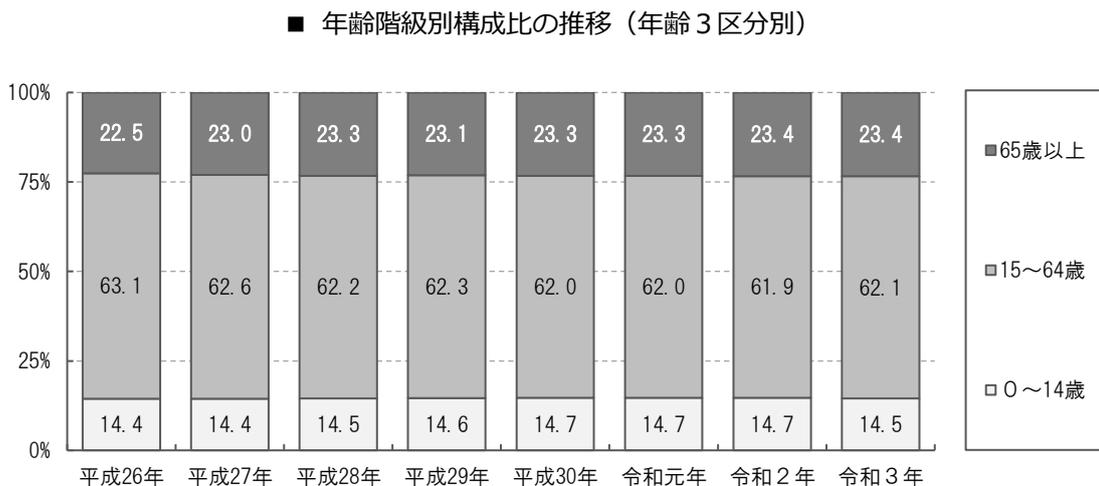
1 統計に基づく清須市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口の推移をみると、平成26年から令和2年まですべての年齢階級において人口は増加傾向となっています。また、令和3年10月1日現在の総人口は69,413人で、令和2年よりも0～14歳人口は減少しているものの、15～64歳、65歳以上人口が増加しており、総人口も増加しています。



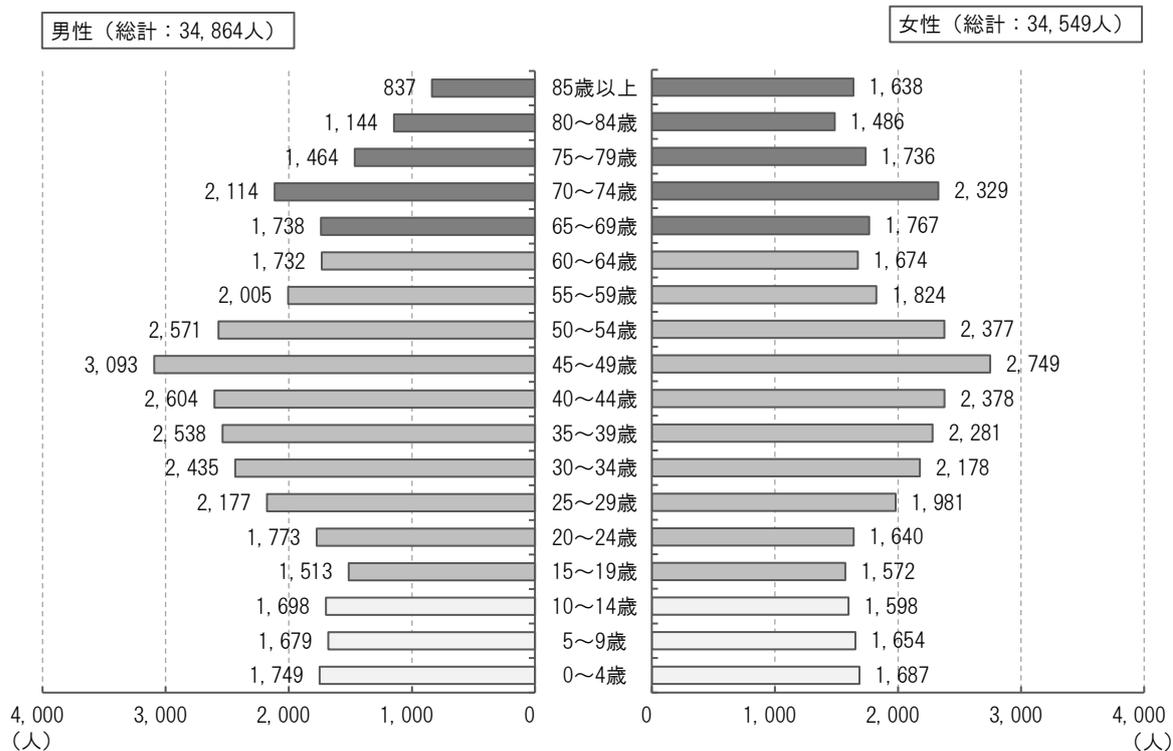
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和3年10月1日現在の人口ピラミッドをみると、30～40歳代の子育て・働き盛りの世代と、団塊の世代を含む70～74歳の人口が多くなっています。また、一般的に女性の方が、男性より平均寿命が長いとされるため、65歳以上のすべての年齢において、女性の人口が男性の人口を上回っています。

■ 人口ピラミッド（令和3年10月1日現在）

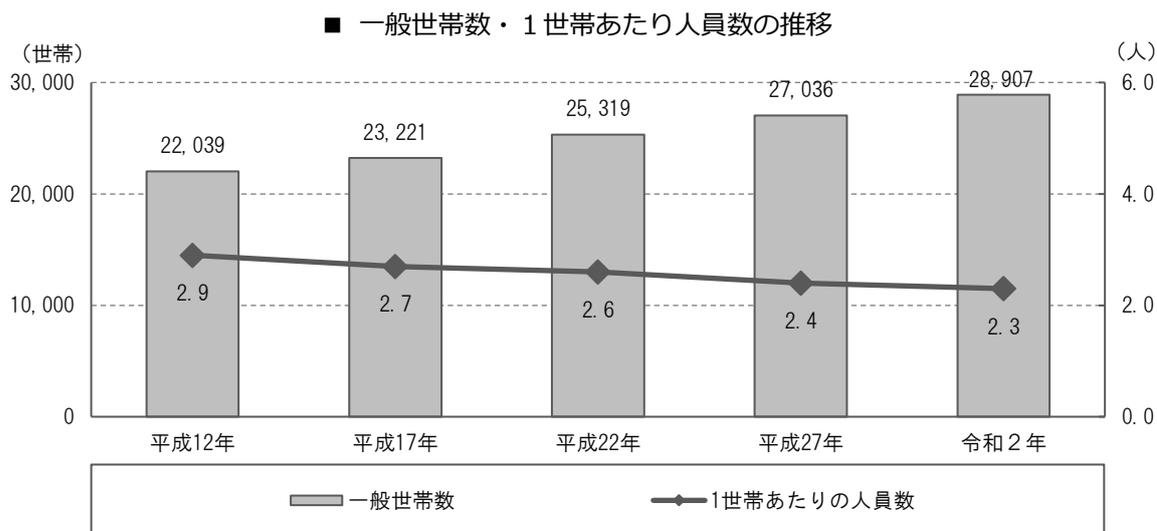


資料：住民基本台帳

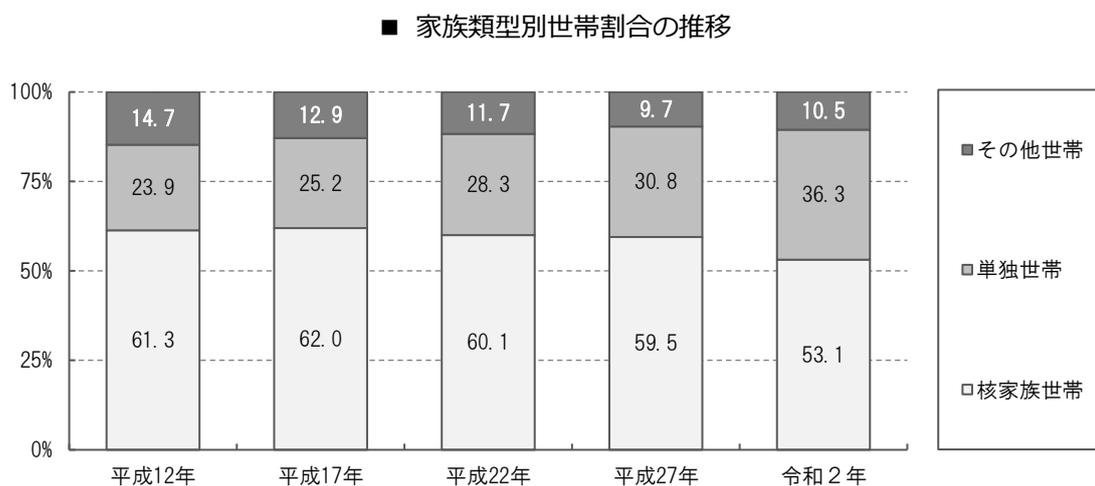
(2) 世帯状況

一般世帯数の推移をみると、平成12年から増加傾向で推移し、令和2年では28,907世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員数は年々減少し、令和2年には2.3人となっています。

家族類型別世帯割合の推移をみると、各年いずれも核家族世帯の割合は約5～6割を占め、最も高くなっています。一方、核家族世帯、その他世帯の割合は減少傾向にありますが、単独世帯の割合は増加傾向で推移しています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

(3) 婚姻・出生の状況

未婚率の推移をみると、男女ともに30代後半の未婚率は平成22年よりも低下しているものの、40代後半から50代後半にかけて未婚率が増加しており、晩婚化・未婚化が進んでいることがうかがえます。

■ 女性の未婚率

単位:%

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
平成17年	98.5	87.1	53.3	28.6	16.0	9.3	5.9	4.3	3.2	2.8	2.7	3.9	3.5	2.9	1.3
平成22年	99.0	88.8	51.3	25.6	20.4	14.4	9.8	6.0	4.1	3.5	3.2	3.3	3.1	3.9	2.4
平成27年	99.4	88.5	52.8	27.4	17.6	17.7	13.6	8.8	5.6	3.7	2.8	2.8	2.5	3.1	2.9
令和2年	99.6	92.3	51.0	25.8	17.6	15.1	16.5	12.0	8.1	5.4	3.6	2.7	2.4	2.0	2.8

資料: 国勢調査

■ 男性の未婚率

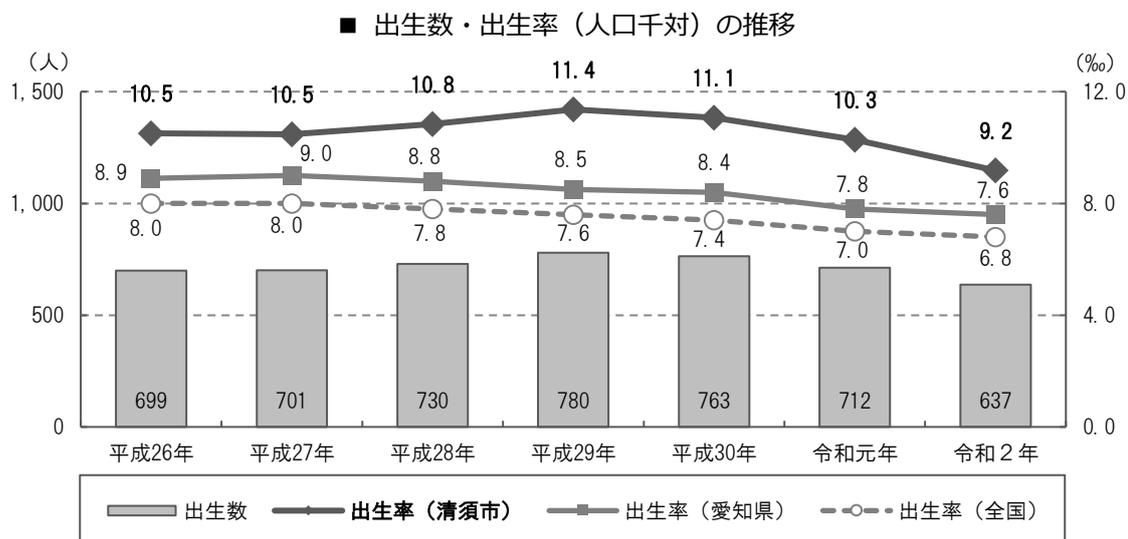
単位:%

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85歳 以上
平成17年	99.6	92.9	67.6	45.3	29.3	21.8	17.4	12.3	9.6	4.8	2.3	1.3	0.8	0.4	1.1
平成22年	99.5	94.0	67.0	41.9	34.7	26.9	23.0	17.4	13.3	10.0	5.2	2.3	1.4	1.7	0.8
平成27年	98.8	94.4	66.9	41.7	32.3	29.6	24.8	20.9	16.0	11.3	8.7	4.4	2.6	1.2	1.2
令和2年	99.8	95.9	65.1	36.8	29.4	27.2	26.5	22.4	19.2	13.6	9.6	7.4	3.7	1.1	0.6

資料: 国勢調査

出生数・出生率（人口千対）の推移をみると、本市では平成26年から平成29年にかけて出生数・出生率ともに増加したものの、平成30年以降は減少し、令和2年の出生数は637人、出生率は9.2となっています。

全国、愛知県の出生率と比較をすると、いずれの年も全国、愛知県よりも高い数値で推移しています。



資料：全国 平成26年～令和元年は「令和元年(2019)人口動態統計(確定数)の概況」
 令和2年は「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」
 愛知県 平成26年～令和元年は「2019年愛知県の人口動態統計(確定数)の概況」
 令和2年は「2020年愛知県の人口動態統計(概数)の概況」
 清須市 各年「愛知県衛生年報」

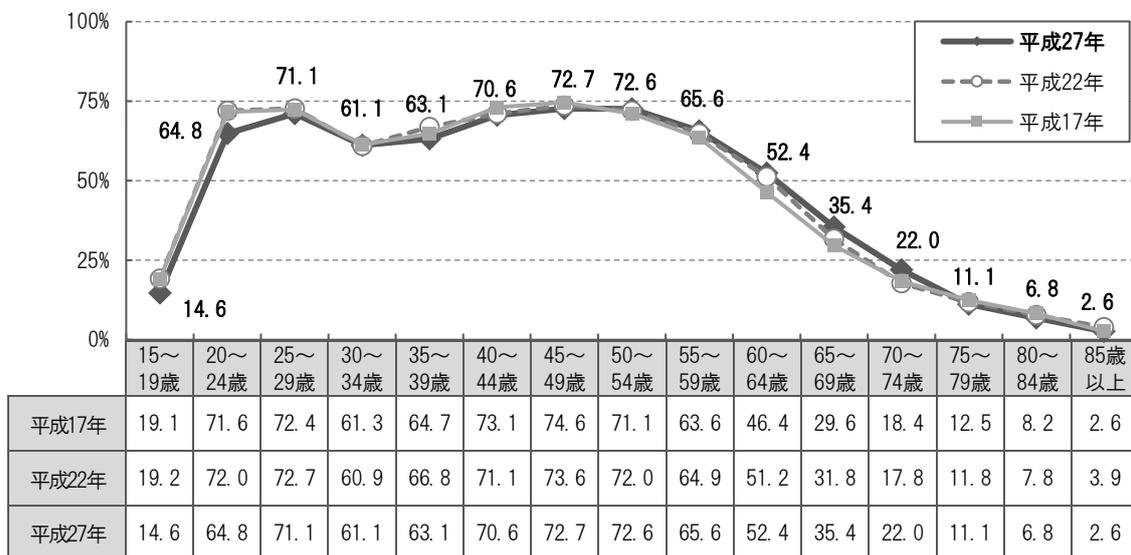
(4) 就労状況

女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、20代後半から30代前半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。

すべての年において、20代では約7割あった労働力率が、30代前半には6割台まで低下し、30代後半から50代前半にかけて再び7割台まで増加、50代後半から85歳以上にかけて再び低下する傾向となっています。

また、65～74歳までの労働力率が年々高くなっており、定年後も働く人が増加している一方で、15～24歳までの労働力率は低下しており、女性の高等教育、大学進学率の影響がうかがえます。25～59歳までの労働力率に大きな変化はみられません。

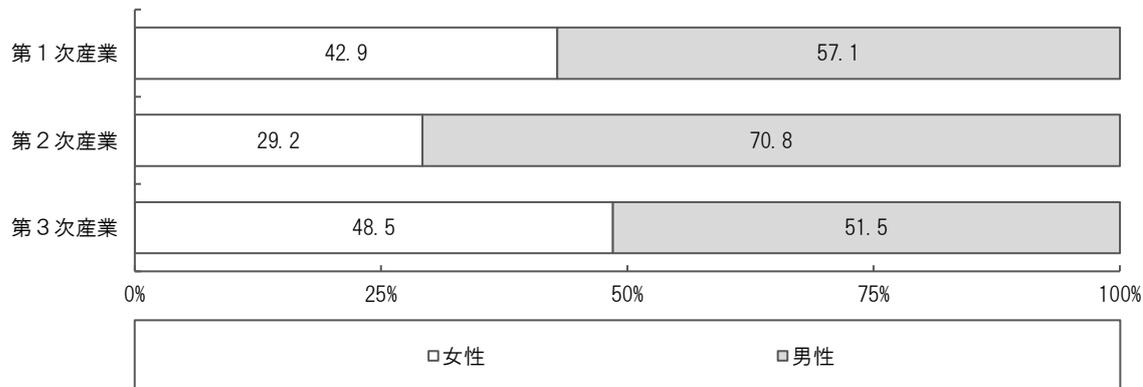
■ 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

産業分類別男女比をみると、第2次産業では男性の就業者が約7割を占め、女性の就業者は約3割と他の産業分類よりも低い割合となっています。

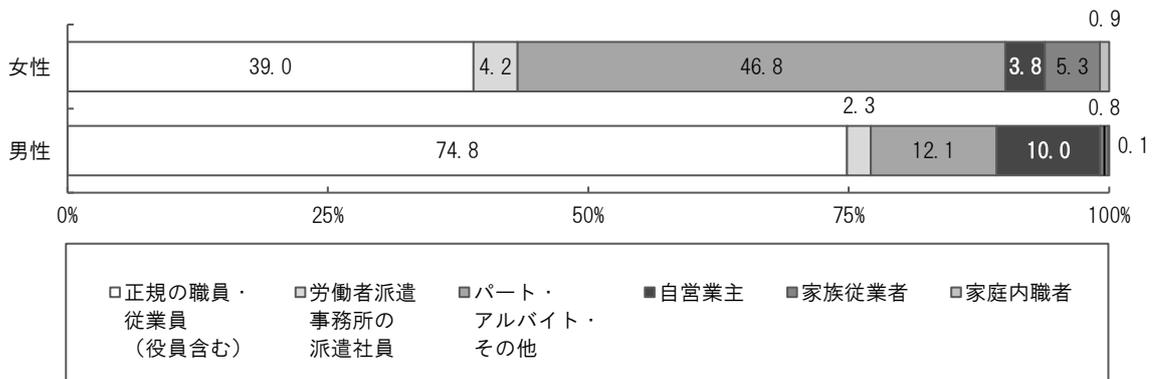
■ 産業分類別男女比（平成27年）



資料：国勢調査

男女別雇用者の雇用形態の状況をみると、女性では「パート・アルバイト・その他」の割合が約5割を占め、最も高くなっています。一方、男性では「正規の職員・従業員（役員含む）」の割合が7割を超え、最も高く、「パート・アルバイト・その他」は約1割となっています。

■ 男女別雇用者の雇用形態の状況（平成27年）



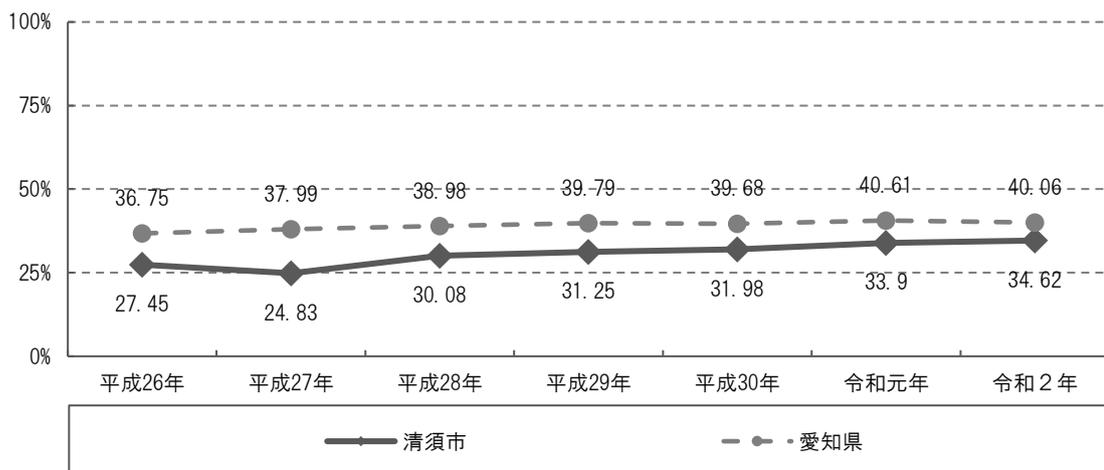
※自営業主は「雇人のある業主」と「雇人のない」の合計。
 ※家族従業者とは、農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。
 ※家庭内職者とは、家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人。

資料：国勢調査

（5）女性の参画状況

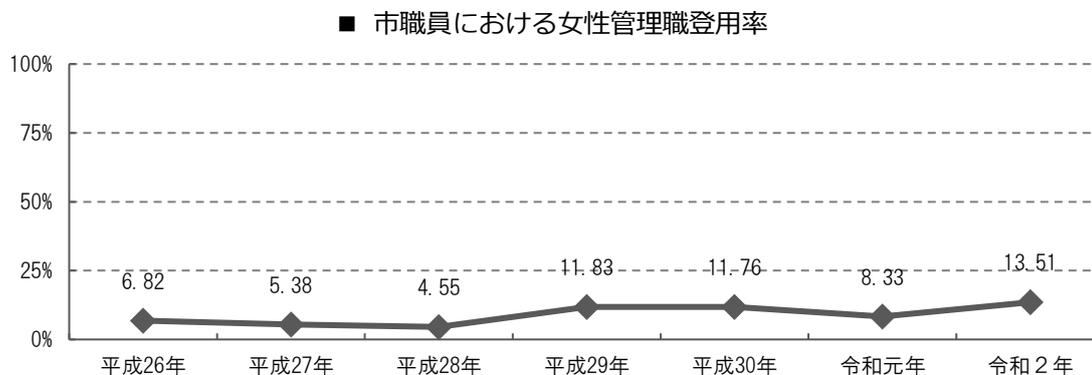
審議会等に占める女性委員の割合の推移をみると、年々増加しており、令和2年は34.62%となっています。また、愛知県と比較すると、いずれの年も愛知県の数値を下回っています。

■ 審議会等に占める女性委員の割合の推移



資料：生涯学習課（各年4月1日現在）
 愛知県「あいちの男女共同参画年次報告書」（各年4月1日現在）

市職員における女性管理職登用率の推移をみると、平成29年には1割を超え、以降増加傾向で推移し、令和2年4月1日現在、13.51%と最も高くなっています。



資料:生涯学習課(各年4月1日現在)

2 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

第2次プランの策定にあたり、満20歳以上の市民を対象に、男女共同参画に対する意見や実態を把握し、プラン策定の基礎資料とするとともに、今後の本市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として、市民意識調査を実施しました。

《調査の概要》

調査対象者	令和3年6月1日現在、清須市に居住する満20歳以上の市民2,000人を無作為抽出
調査手法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和3年7月2日～7月16日
回収率	39.5% (回収数 789件)

《調査結果の見方》

- 調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100.0%にならない場合があります。また、標本の大きさ(データの個数)を「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。
- 経年比較グラフで使用している「H25調査」とは、平成25年度に清須市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の調査結果を指します。また、「R3調査」は今回実施した調査結果を指します。
- 本計画に掲載している男女別、年代別クロス集計(単数回答のみ)は、設問項目と属性項目(性別、年代別)間の統計的な関係(独立性)の有無を確認するため、カイ二乗検定を用いて、分析を行いました。カイ二乗検定を行ううえでの条件、記載方法は次のとおりです。

- ① 本調査では、有意水準を5%とする。(p値が0.05未満で有意差あり)
- ② 検定結果の記載方法は、該当するグラフ下に以下のとおり結果を記載する。
 - * 有意な差が認められた場合(例:男性と女性の回答比率に「差がある」)は、「〇%水準で有意」と記載する。記載する有意水準は、5%水準=「 $p < 0.05$ 」、1%水準=「 $p < 0.01$ 」、0.1%水準=「 $p < 0.001$ 」とする。
 - * 今回の標本数では有意な差が認められない場合は、「非有意」と記載する。
 - * 5.0未満の期待度数が全体の20%以上であり検定不能となる場合は、「判定不能」と記載する。
- ③ 性別については、「3. 回答したくない、わからない、その他」の「n」が小さく、判定不能となるため、検定には含まないこととする。

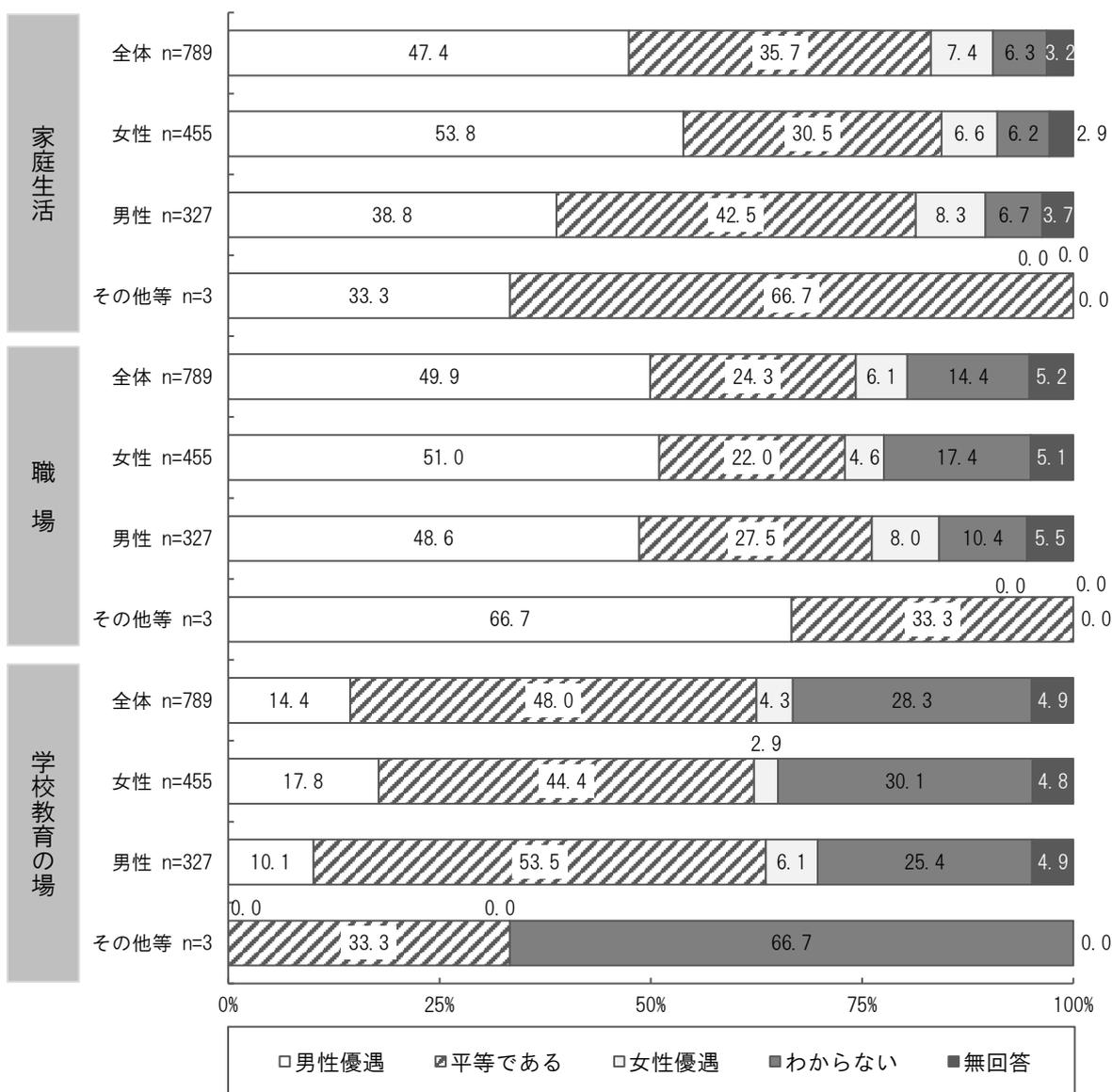
(1) 男女共同参画に関する意識について

① 各分野の男女平等意識

男女の地位が「平等である」と感じる分野は、『学校教育の場』『家庭生活』『地域活動の場』で割合が高く、『政治の場』では低くなっています。

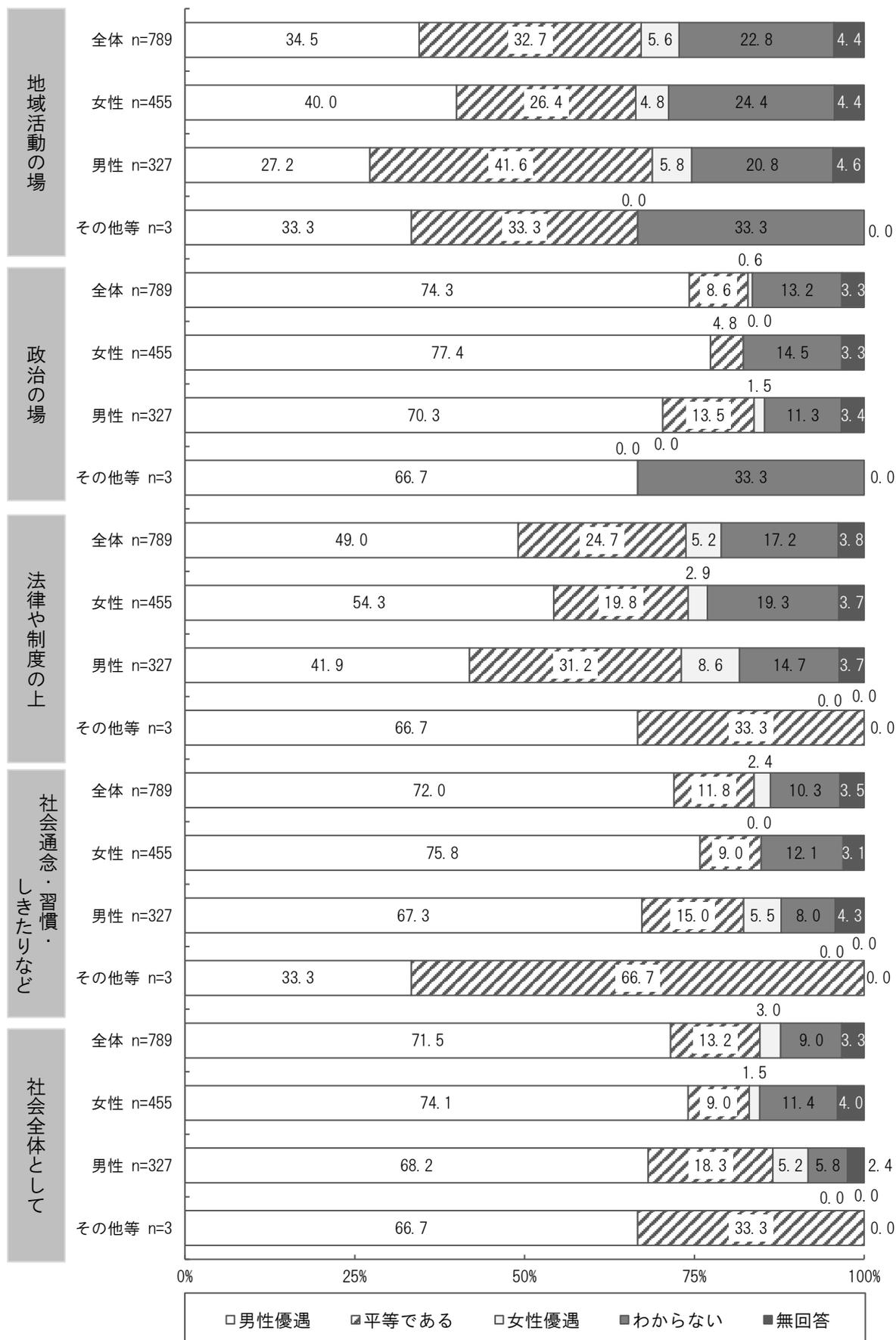
一方で、平等意識の高い『家庭生活』『地域活動の場』は、男女間の平等意識に乖離があり、『家庭生活』では男性が42.5%であるのに対し、女性は30.5%と12.0%の差、『地域活動の場』では男性が41.6%であるのに対し、女性は26.4%と15.2%の差が生じています。

■ 各分野の男女平等意識①



※「その他等」は、性別の問いで「回答したくない、わからない、その他」に回答した方です。(以降同様)
 ※【性別】カイ二乗検定の結果、「家庭生活」0.1%水準、「職場」0.1%水準、「学校教育の場」1%水準で有意。

■ 各分野の男女平等意識②



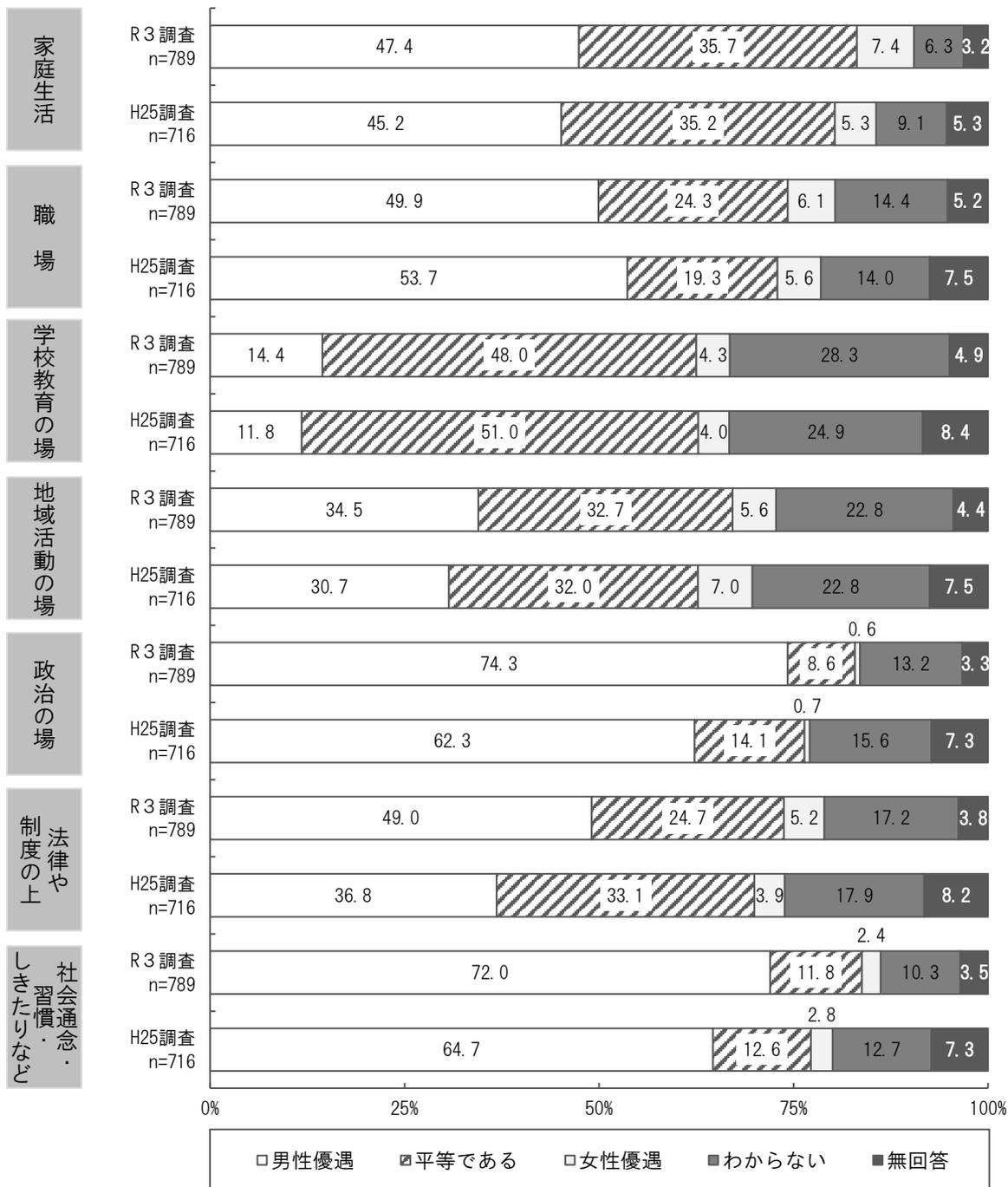
※【性別】カイ二乗検定の結果、「地域活動の場」0.1%水準、「法律や制度の上」0.1%水準、「社会通年・習慣・しきたりなど」0.1%水準、「社会全体として」0.1%水準で有意。「政治の場」は判定不能。

② 男女平等意識の経年比較

男女平等意識の経年比較をみると、『職場』以外の分野では「男性優遇」がH25調査より高くなっています。

また、R3調査の『政治の場』『社会通念・習慣・しきたりなど』では、「男性優遇」が7割以上を占めています。

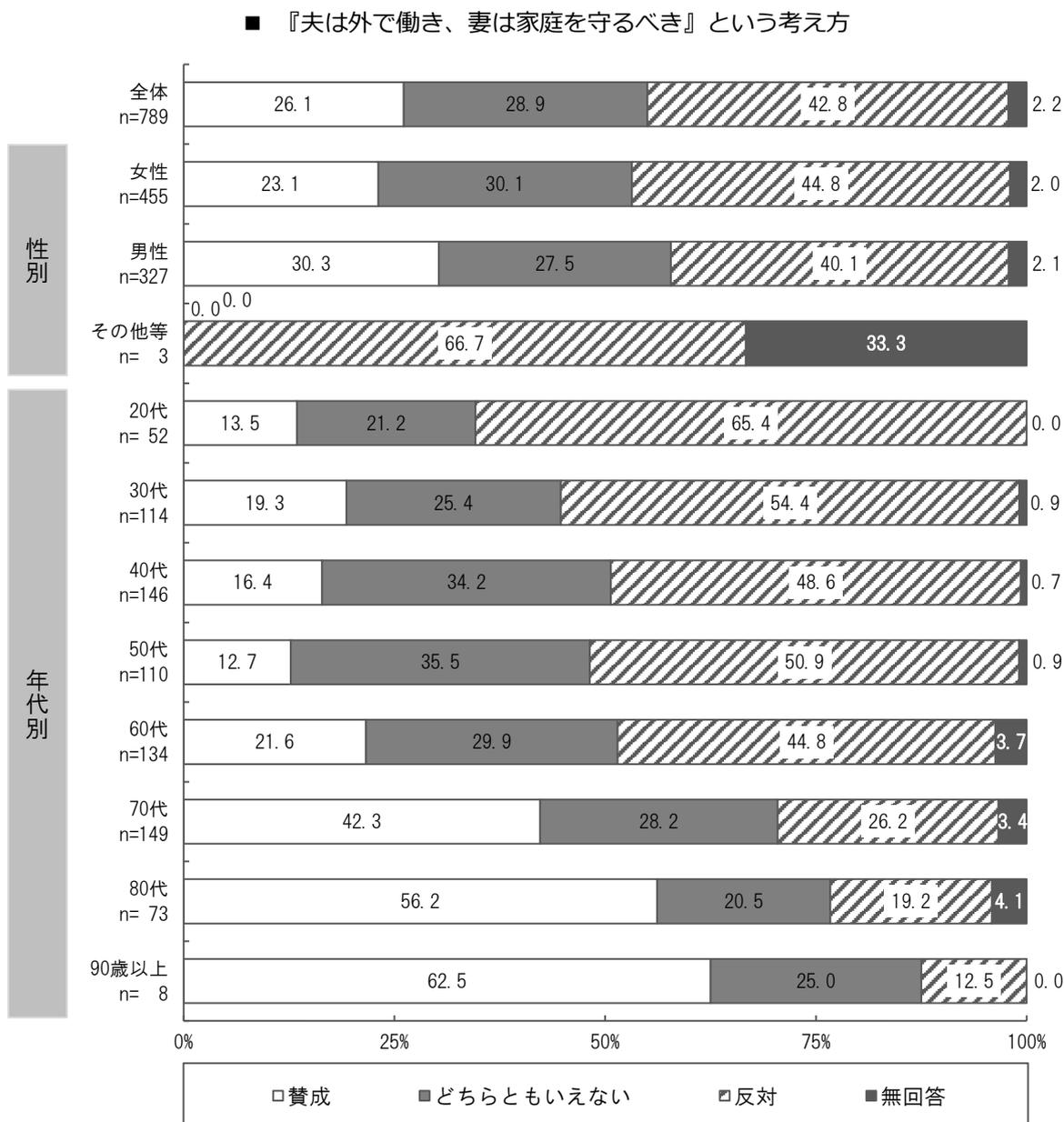
■ 男女平等意識の経年比較



③ 男女の役割分担意識

『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方について、「賛成」と回答した割合は、全体では26.1%となり、男女別にみると、男性の割合が女性を上回っています。

また、年代別では、60代以下に比べ70代以上の「賛成」と回答した割合は、急激に高くなっています。



※【性別】カイ二乗検定の結果、非有意。

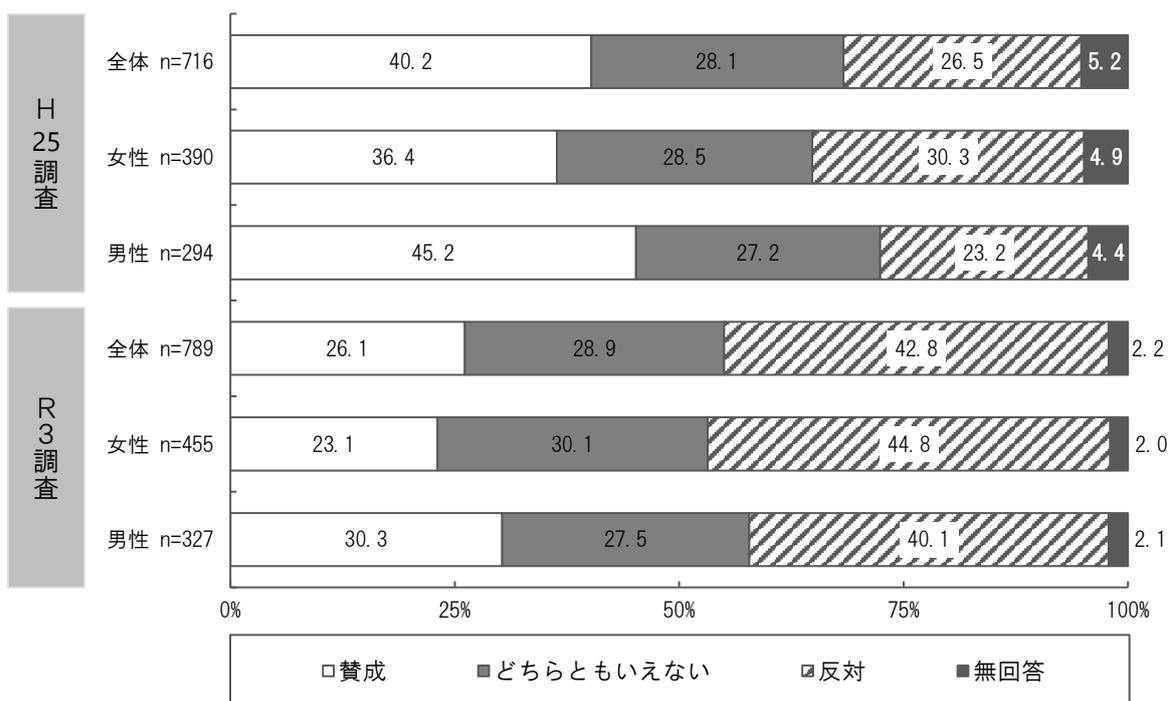
※【年代別】カイ二乗検定の結果、0.1%水準で有意。

④ 男女の役割分担意識の経年比較

『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方の経年比較をみると、「賛成」と回答した割合が、H25調査より大きく減少しています。

また、男女別にみても、「賛成」は女性が36.4%（H25調査）から23.1%（R3調査）、男性は45.2%（H25調査）から30.3%（R3調査）とともに大きく減少し、さらに、男女差もH25調査の8.8%からR3調査は7.2%と、乖離が少なくなっています。

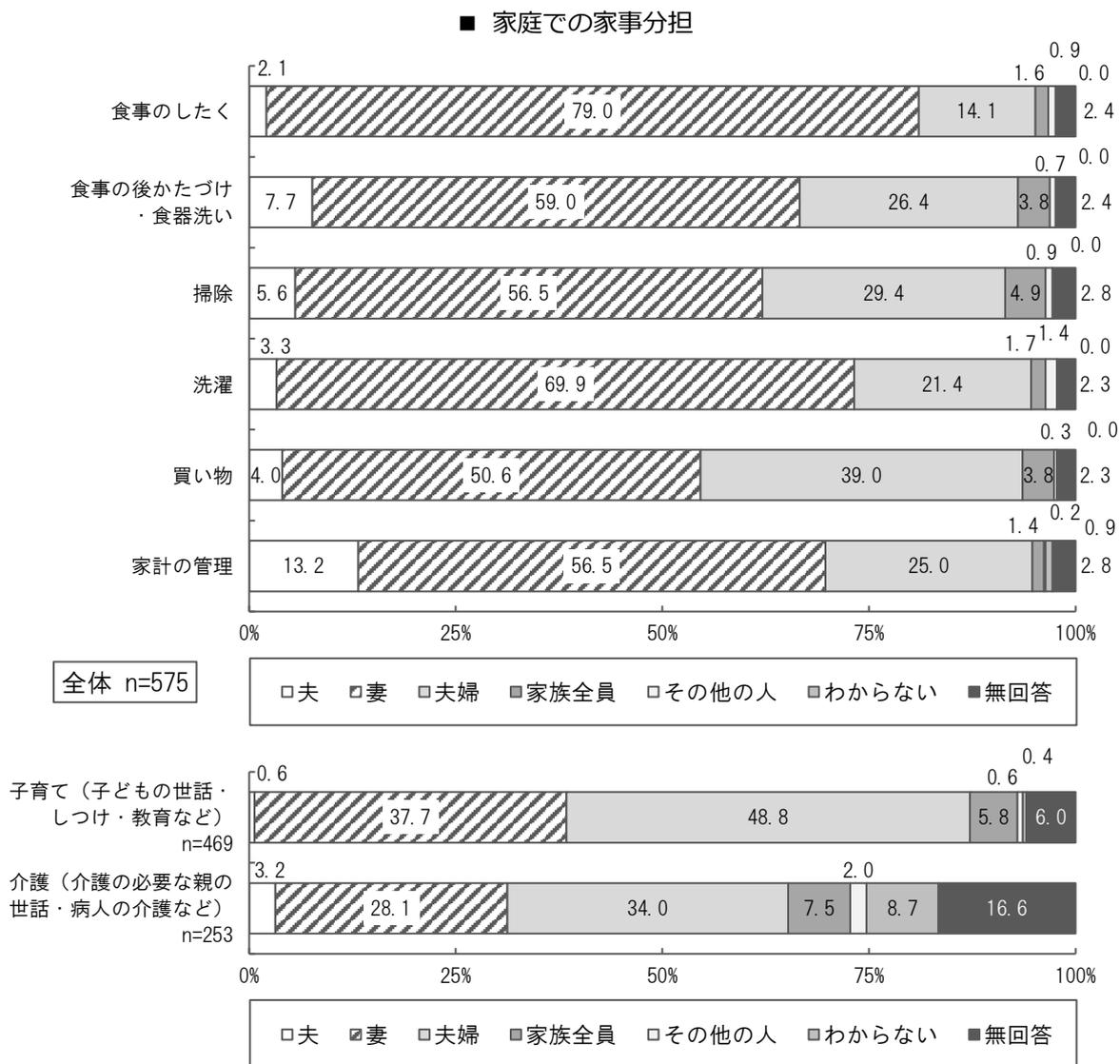
■ 『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方の経年比較



(2) 家庭の中での男女共同参画について

① 家事分担について

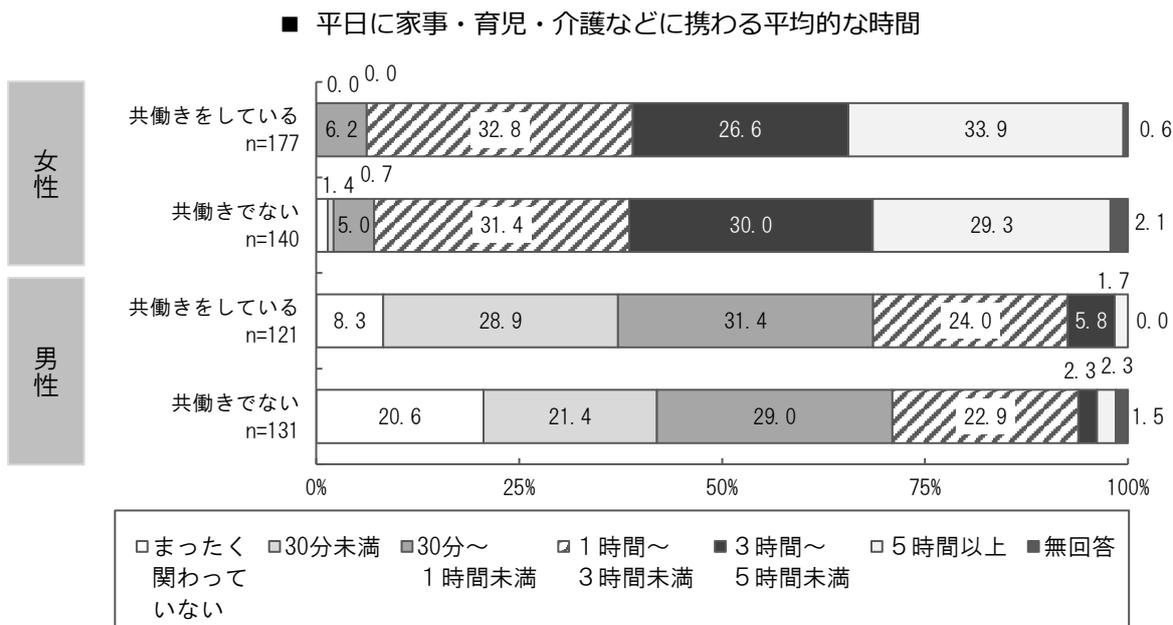
結婚（事実婚含む）している人の家庭での家事分担をみると、『食事のしたく』をはじめすべての項目で、夫より妻が担っている割合が高くなっています。



② 家事・育児・介護への男性の積極的な参加

結婚（事実婚含む）している人が、平日に家事・育児・介護などに携わる平均的な時間をみると、女性は共働きをしている人も共働きでない人も携わる時間に大きな差はなく、ともに「5時間以上」が約3割となっています。

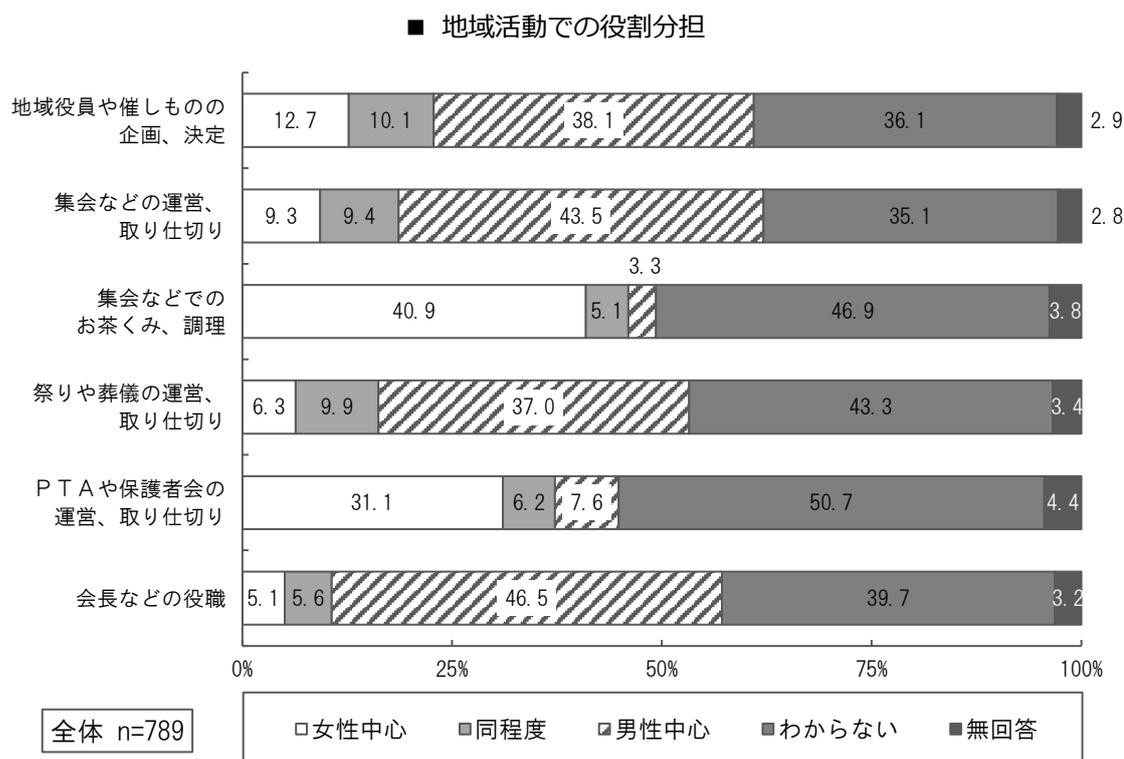
一方、男性は「まったく関わっていない」と回答した割合が、共働きをしている人は8.3%であるのに対し、共働きでない人は20.6%と高くなっています。



(3) 地域や社会の中での男女共同参画について

① 地域活動での役割分担

地域活動における男女の役割分担の状況をみると、『集会などでのお茶くみ、調理』『PTAや保護者会の運営、取り仕切り』では「女性中心」と回答した割合が高いものの、その他の分野は「男性中心」が3～4割台と高くなっています。

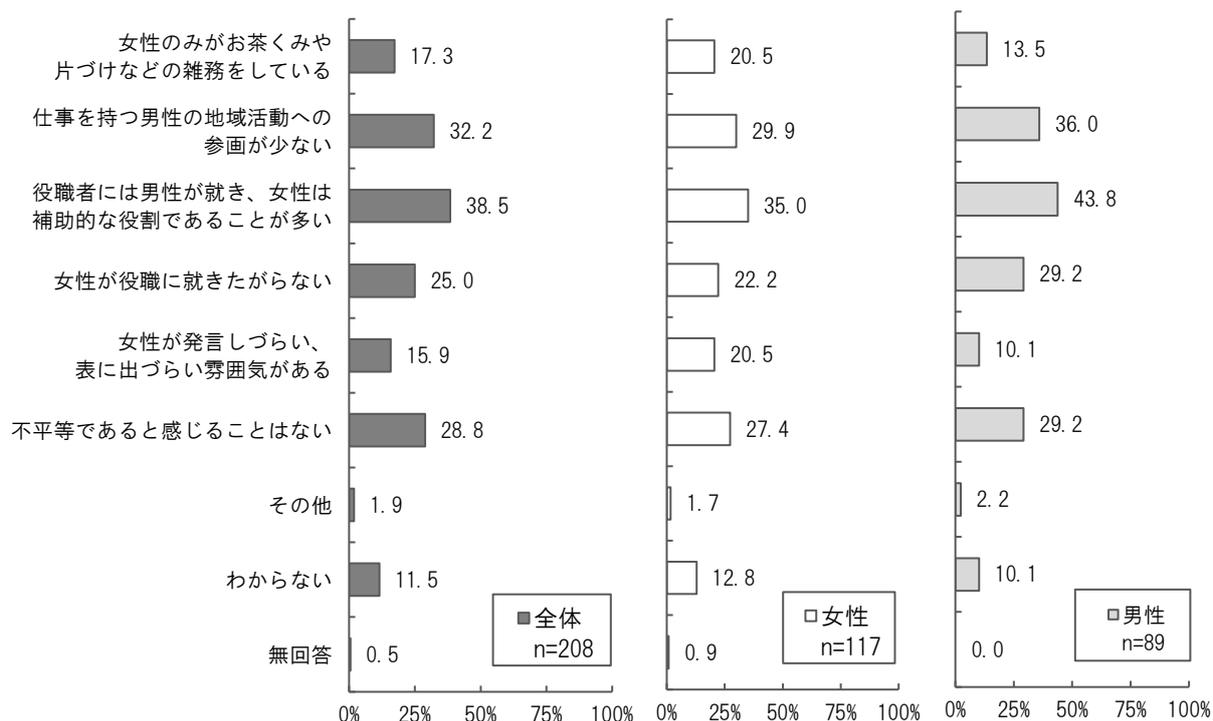


② 地域活動の中での男女の不平等

地域活動の中で、男女が不平等であると感じることをみると、全体では「役職者には男性が就き、女性は補助的な役割であることが多い」と回答した割合が最も高く、次いで、「仕事を持つ男性の地域活動への参画が少ない」となっています。これは、男女別にも同様となっています。

また、「女性が発言しづらい、表に出づらい雰囲気がある」は、女性が20.5%、男性が10.1%となり、男女での意識の差が大きくなっています。

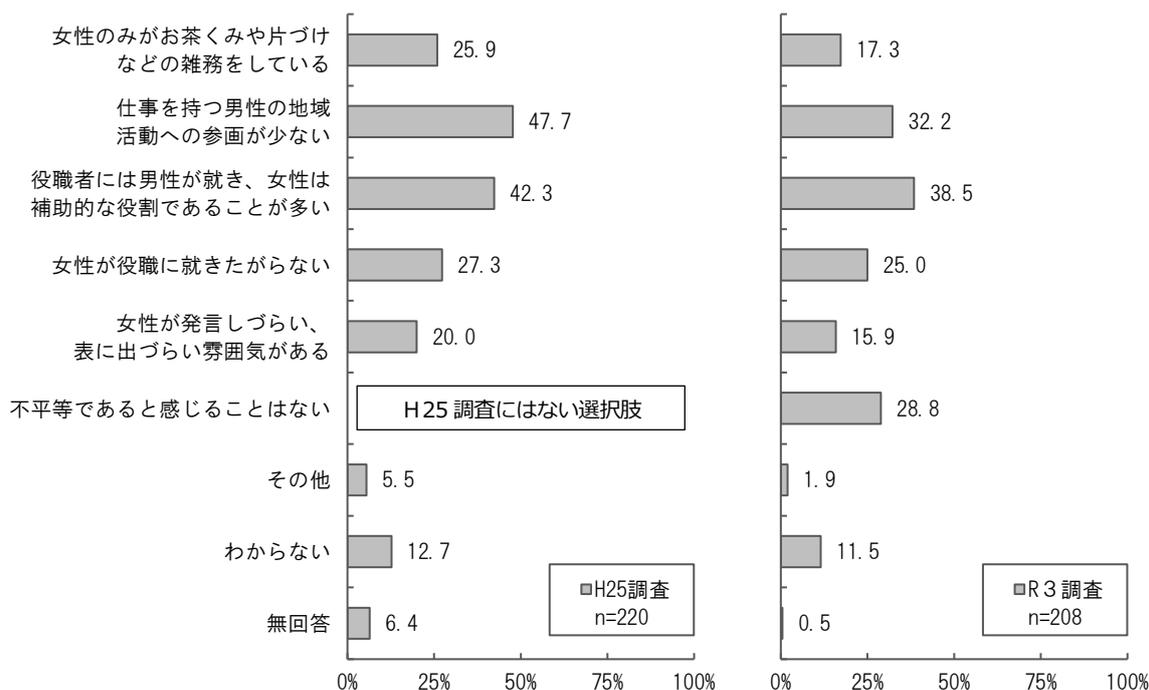
■ 地域活動の中で男女が不平等であると感じること



③ 地域活動の中での男女不平等の経年比較

地域活動の中で、男女が不平等であると感じることの経年比較をみると、「仕事を持つ男性の地域活動への参画が少ない」と回答した割合は、H25調査の47.7%からR3調査では32.2%と15.5%低くなっています。

■ 地域活動の中で男女が不平等であると感じることの経年比較



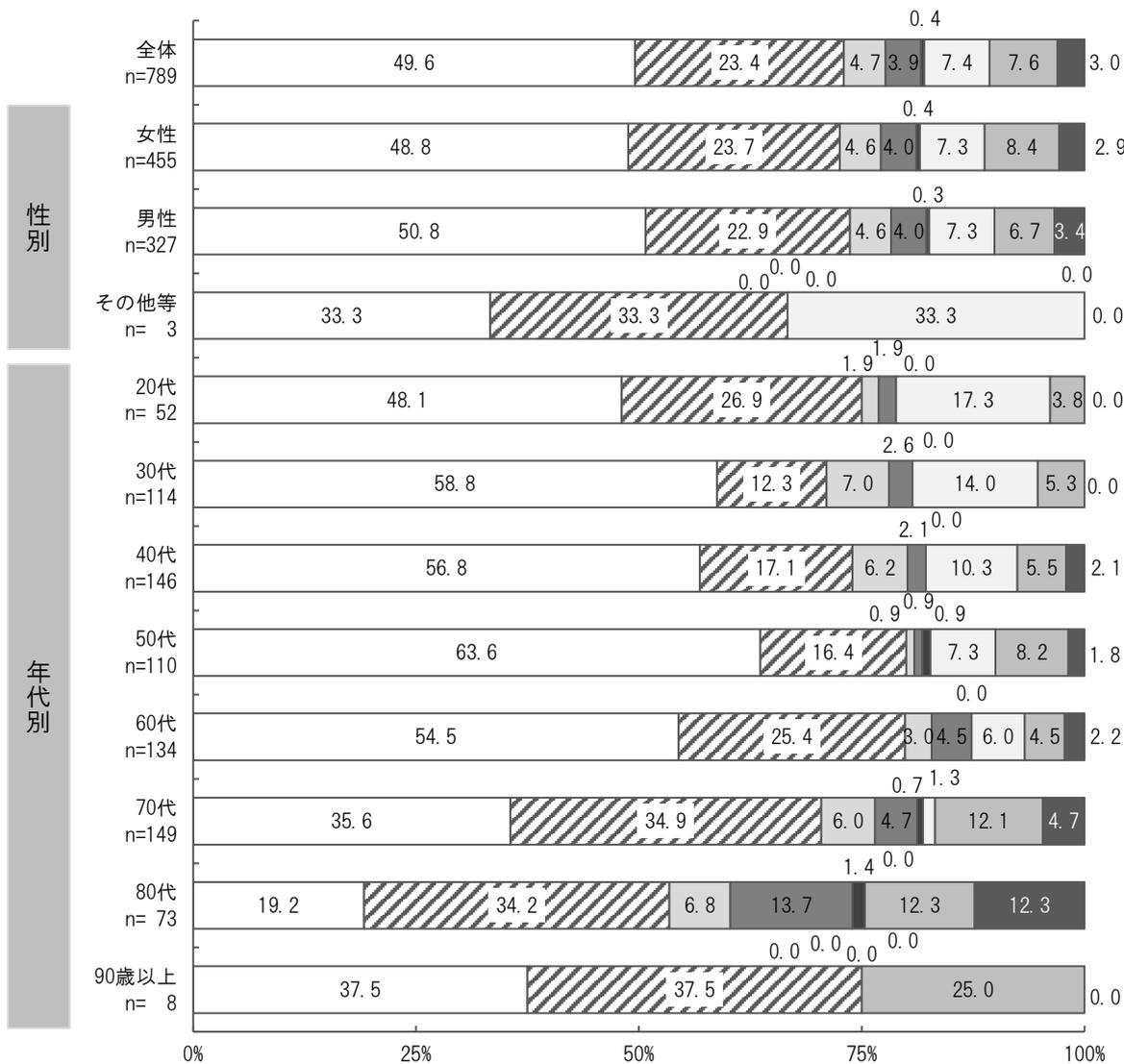
(4) 仕事での男女共同参画について

① 女性が職業（仕事）をもつことについて

女性が職業（仕事）をもつことへの考えをみると、全体では「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」が49.6%と最も高くなっています。これは、男女別にみても同様となっています。

一方、年代別にみると、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」は30代～60代では5割以上と高くなっていますが、70代では3割台、80代では1割台と急激に低くなります。

■ 女性が職業（仕事）をもつことへの考え



- 結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい
- 子どもができたらずやめ、その後、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 子どもができるまでは、職業（仕事）をもつ方がよい
- 結婚するまでは、職業（仕事）をもつ方がよい
- 女性は職業（仕事）をもたない方がよい
- その他
- わからない
- 無回答

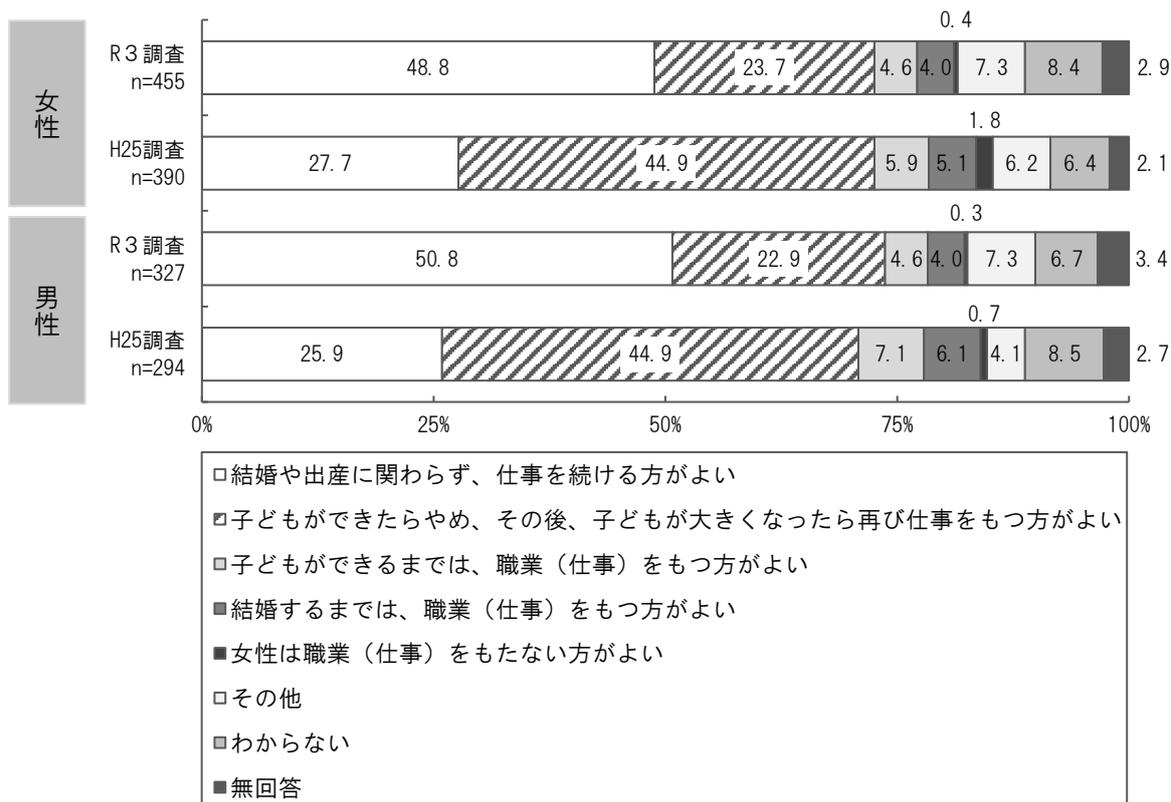
※【性別】カイ二乗検定の結果、非有意。

※【年代別】カイ二乗検定の結果、判定不能。

② 女性が職業（仕事）をもつことについての経年比較

女性が職業(仕事)をもつことへの考えの経年変化をみると、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」と回答した割合は、女性がH25調査の27.7%からR3調査は48.8%、男性がH25調査の25.9%からR3調査は50.8%となり、男女ともに大幅に高くなっています。

■ 女性が職業（仕事）をもつことへの考えの経年比較

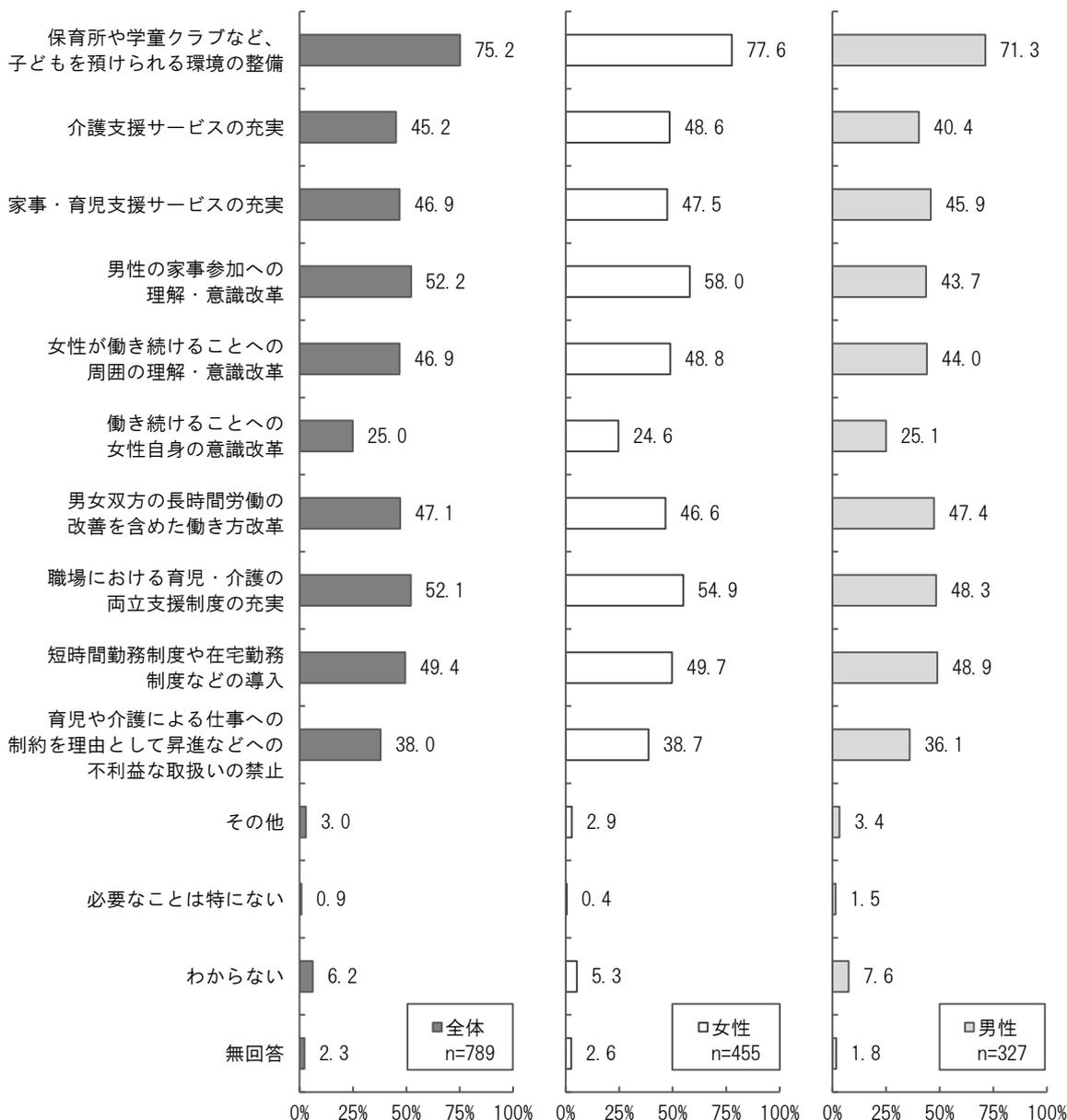


③ 女性が働き続けるために必要なこと

女性が働き続けるために必要なことは、全体では「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」と回答した割合が最も高くなっています。これは、男女別にも同様となっています。

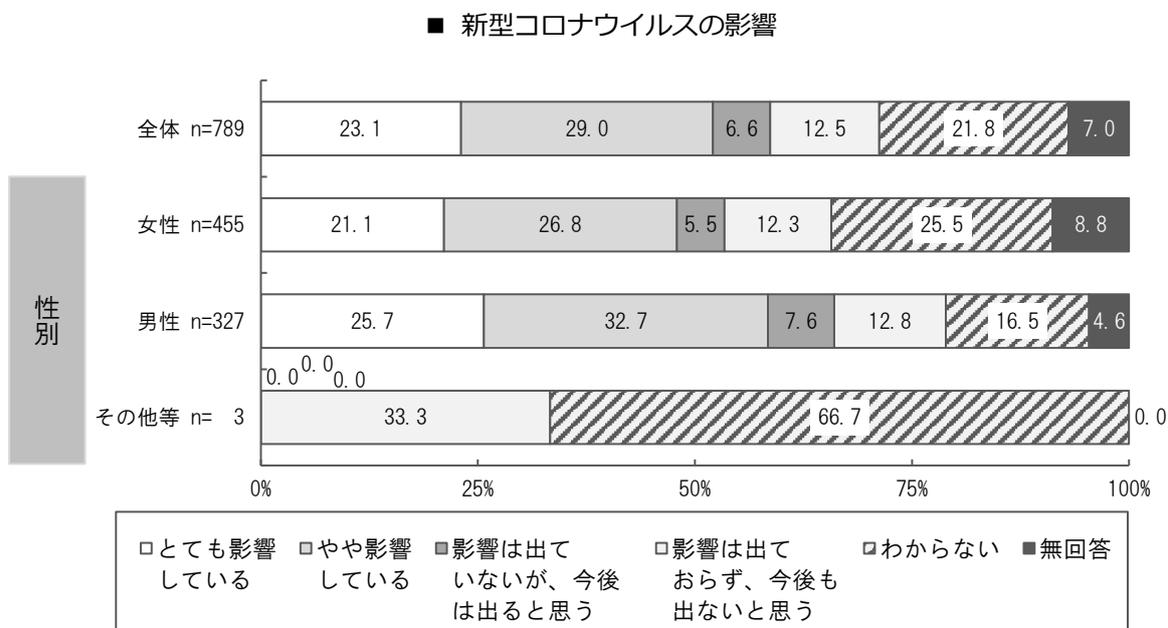
一方、「男性の家事参加への理解・意識改革」は、女性が58.0%であるのに対し、男性は43.7%となり、男性への意識改革を求める女性が多くなっています。

■ 女性が働き続けるために必要なこと



④ 新型コロナウイルスの影響

就業（就職活動などを含む）における新型コロナウイルスの影響をみると、「とても影響している」と「やや影響している」を合わせた『影響している』と回答した割合は、男性が58.4%、女性が47.9%となっています。

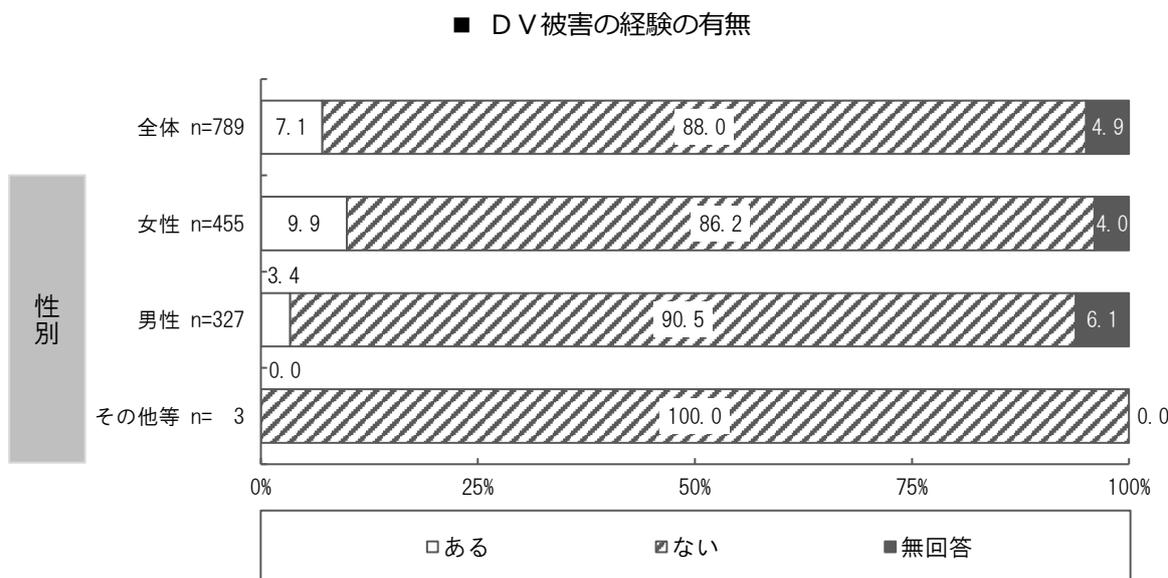


※【性別】カイ二乗検定の結果、5%水準で有意。

(5) DV（ドメスティック・バイオレンス）について

① DV被害の経験

DV被害の経験が「ある」と回答した女性は9.9%、男性は3.4%となっており、男女ともに被害の経験がみられます。

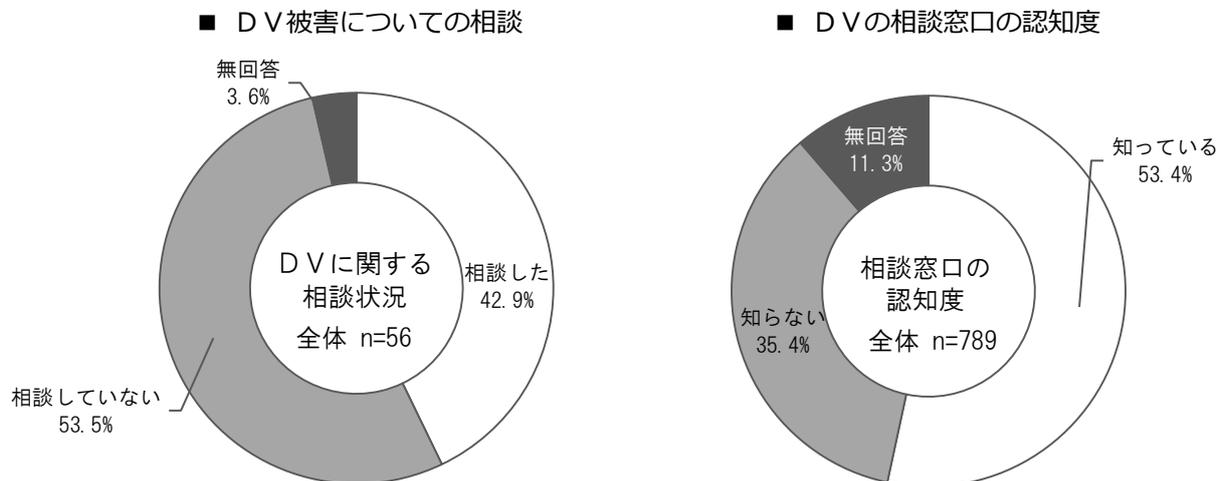


※【性別】カイ二乗検定の結果、0.1%水準で有意。

② DV被害についての相談

DV被害者のうち、53.6%は「相談していない」と回答しています。

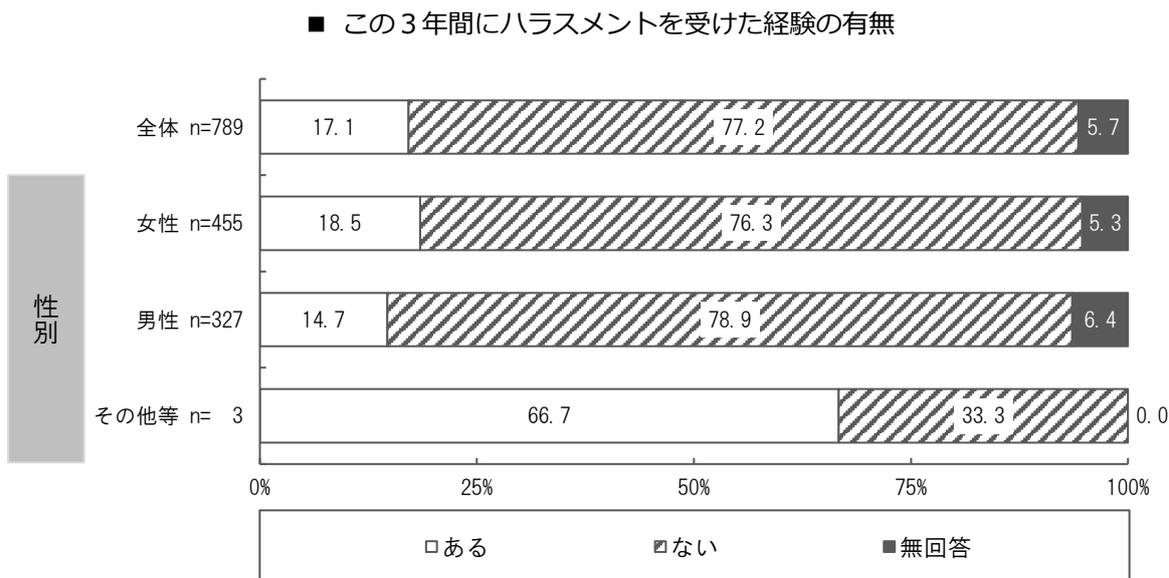
また、DVの相談窓口の認知度をみると、半数以上は「知っている」と回答している一方、「知らない」も35.4%と一定数いる状況です。



(6) ハラスメントについて

① ハラスメントの経験

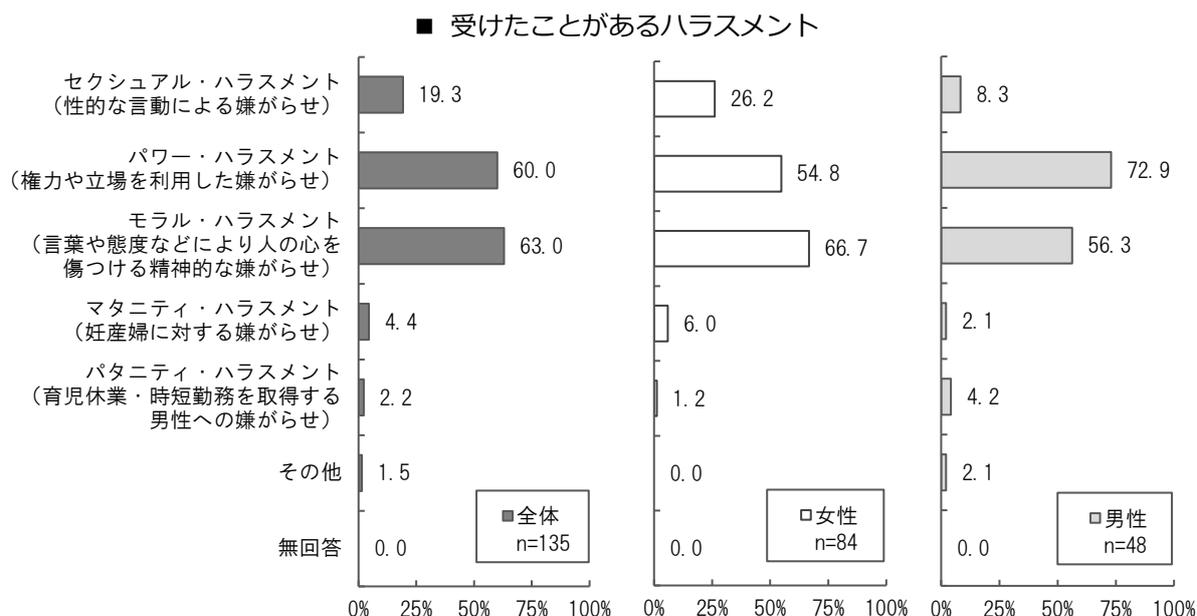
この3年間にハラスメントと思う行為を受けた経験の有無をみると、「受けたことがある」は全体で17.1%、性別では女性が18.5%、男性が14.7%となっています。



※【性別】カイ二乗検定の結果、非有意。

② 受けたことがあるハラスメント

ハラスメントを受けたことがある人のうち、受けたことがあるハラスメントをみると、全体では「モラル・ハラスメント」が63.0%で最も高く、次いで「パワー・ハラスメント」が60.0%となっています。性別では、「モラル・ハラスメント」は女性が66.7%、男性が56.3%で、女性が10.4%上回っています。また、「パワー・ハラスメント」は女性が54.8%、男性が72.9%で、男性が18.1%上回っています。

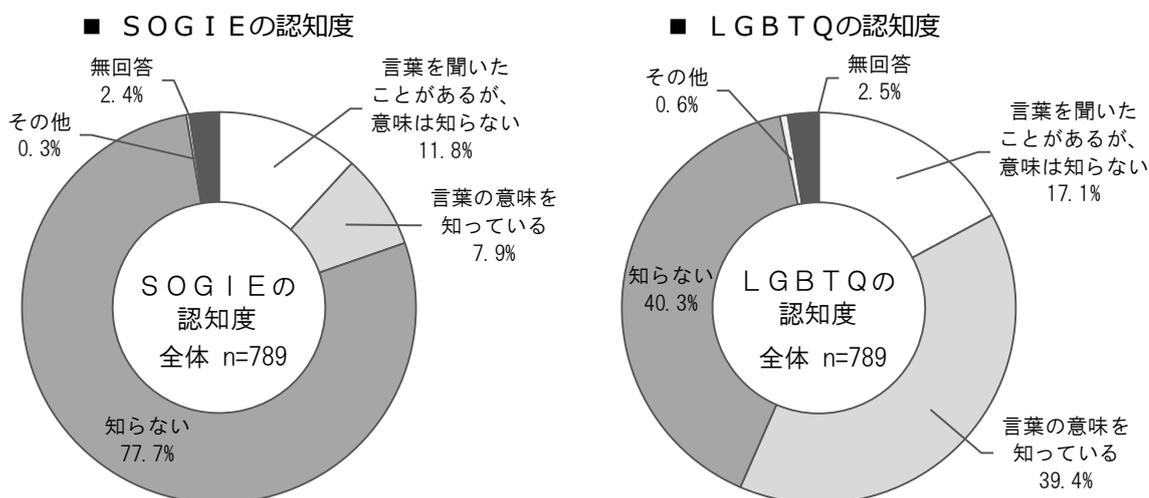


(7) 性の多様性について

① SOGIEとLGBTQの認知度

SOGIEの認知状況をみると、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」が11.8%、「言葉の意味を知っている」は7.9%となり、「知らない」が大半を占めています。

また、LGBTQの認知度についてみると、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」が17.1%、「言葉の意味を知っている」は39.4%となり、耳にする機会が増えている様子が見えませんが、一方で、「知らない」も40.3%と高い状況です。

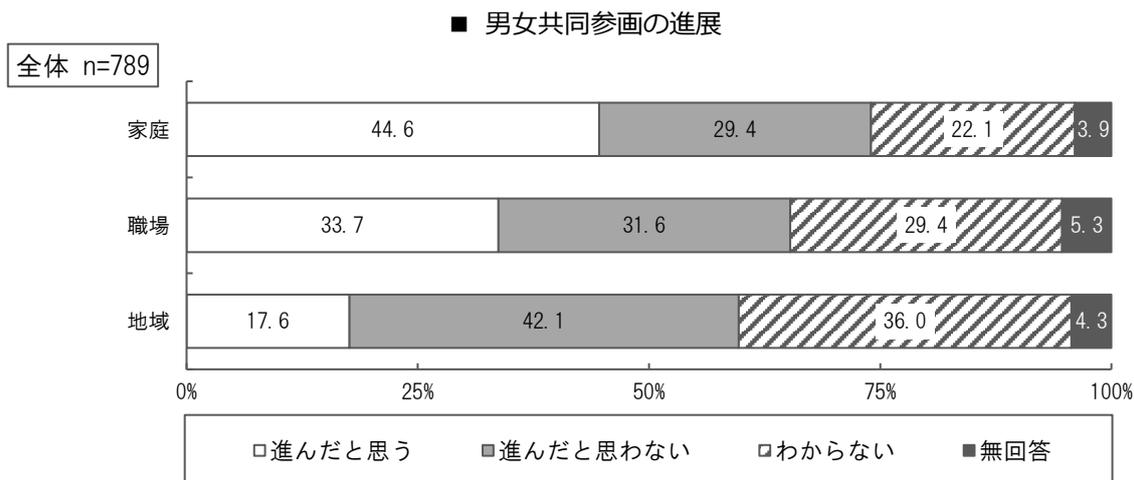


(8) 男女共同参画の推進について

① 男女共同参画の進展

この10年間の家庭、職場、地域それぞれの場における男女共同参画の進展状況をみると、『家庭』では「進んだと思う」と回答した割合が44.6%と最も高くなっています。

一方、『地域』は「進んだと思う」が17.6%となり、『家庭』や『職場』に比べ遅れている印象です。



3 現行計画の成果目標及び活動目標の達成状況と評価

第2次プランでは、本市における男女共同参画を効果的に推進していくために、計画の達成状況や主な取り組みの進捗状況を的確かつ客観的に判断できるよう、数値による進捗管理を行っています。

第2次プランでは、基本目標ごとに「成果指標」と「活動指標」を設定し、施策の成果目標として定期的に把握・評価をすることで、施策の推進における課題を明確化し、その後のより効果的な推進につなげます。

第1次プラン策定時に設定した目標値の達成状況は以下のとおりです。これらの結果から課題を把握したうえで、第4章にて第2次プランにおける目標値を設定します。

指標	実績値		目標値	評価
	平成25年度	令和2年度		
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり				
社会全体での男女の平等感	14.8%	13.2% ^{※2}	20.0%	D
街頭人権啓発活動回数	6か所/年	中止	6か所/年	E
広報車による市内啓発広報活動回数	2回/年	中止	2回/年	E
人権よろず相談実施回数	6回/年	4回/年	6回/年	E
特設相談(人権擁護委員の日)	4地区	中止	4地区	E

指標	実績値		目標値	評価	
	平成25年度	令和2年度			
基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大					
審議会等における女性の割合	25.0%	34.6%	30.0%	A	
農業委員のうちの女性数	0人	0人	1人	C	
愛知県自治研修所や市町村アカデミー(JAMP)の主催する女性向け研修会への参加促進	-	0人	参加促進	C	
基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大					
家庭における平等感	35.2%	35.7% ^{※2}	40.0%	B	
地域活動の場における平等感	32.0%	32.7% ^{※2}	40.0%	B	
男性を主にした食生活に関する教室	1回	2回	2回	A	
ブロック自主防災組織の規約の策定率	89.5%	94.7%	100.0%	B	
食生活改善推進員数(男性会員数)	63人 (うち0人)	40人 (うち7人)	75人 (うち8人)	D	
基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現					
男性の育児休業取得率	0.5%	4.3% ^{※2}	15.0%	B	
ファミリー・フレンドリー企業登録企業数	5か所	7か所	7か所	A	
ワーク・ライフ・バランスについての啓発の実施	3回	1回	5回	E	
保育所の入定員	1,735人	1,780人	1,850人	B	
基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり					
乳がん検診受診率	38.9% ^{※1}	14.5%	50.0%	E	
子宮頸がん検診受診率	39.4% ^{※1}	16.6%	50.0%	E	
自殺者の減少(人口10万人対)	22.8 ^{※1}	20.2	15.4以下	B	
子育ての相談ができる人がいる割合	97.0% ^{※1}	97.5%	100.0%	B	
女性ががん検診に関する情報提供	広報	1回	4回	2回	A
	出前講座	5回	2回	8回	E
ゲートキーパー養成講座等への参加者数	50人	延べ238人 ^{※3}	5か年延べ250人	B	
パパママ教室の参加者数(男性参加者)	310人 (うち92人)	192人 (うち83人)	320人 (うち100人)	E	
基本目標6 あらゆる暴力の根絶					
DVの意味を知っている人の割合	85.2%	87.3% ^{※2}	100.0%	B	
DVに関する相談窓口を知っている人の割合	58.4%	53.4% ^{※2}	80.0%	D	
DV防止に関する情報提供・媒体数	3媒体	36媒体	5媒体	A	

※表内「※1」の実績値は平成24年度実績値です。

※表内「※2」の実績値は令和3年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果の数値です。

※表内「※3」の実績値は平成26年度から令和2年度の延べ実績値です。

【評価基準】

A：目標を達成、B：目標を達成していないが、改善傾向、C：現状維持

D：停滞、E：新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり評価不能

4 課題のまとめ

本市では、平成26年に「第1次プラン」の中間見直しを行い、6つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな施策を実施してきました。

ここでは、「第1次プラン」の進捗状況を踏まえ、「第2次プラン」策定に向けた課題の整理を行います。

課題1 男女共同参画意識の醸成

本市では、男女共同参画の意識の醸成を目的として、“清須市男女共同参画えみの会”を中心に、市民や市民団体との協働による企画運営で、年1回の講演会を開催しています。

また、子どもの頃からの男女共同参画意識の向上を図るため、学校での講座なども実施しています。さらに、各校の校長講話の中で、人権尊重に関する啓発活動も継続して実施しています。

市民意識調査の結果では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、「賛成」の割合はH25調査に比べ大きく減少しており、固定観念にとらわれない人が増加しています。一方で、家庭内での家事や育児・介護の状況を見ると、主に妻が担っている状況がみられました。また、男女の平等感では、学校教育の場では平等と感じている人が多いものの、職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどにおいては、男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

市民の意識変化がある一方で、職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどの場面においては、固定的な意識が根強く残っていることがうかがえるとともに、地域や企業の仕組み、ルールなどの変化が人々の意識の変化に追いついていないために、不平等をより感じている可能性も示唆されます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、科学的な知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。市民が、今後さらに男女共同参画の意識を高めるためにも、効果的な広報啓発活動を進めていく必要があります。加えて、地域や企業などが既存の仕組みやルールを変えていけるよう、男女共同参画について広く周知するなど、市民や企業など地域のさまざまな主体が、男女共同参画に関する取り組みを積極的に実施できるよう働きかける必要があります。

課題2 政策・方針決定過程における女性の参画促進

本市の審議会等における女性委員の割合は、令和2年度では34.6%と目標の30.0%を達成し、着実に進んでいるところです。しかし、分野によっては女性委員がいないという現状もあるため、市全体で、政策・方針決定過程への女性の参画をより一層推進するための機運づくり、支援体制の整備等が必要です。

また、市議会における女性議員の割合も低いことから、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（令和3年一部改正）の趣旨を踏まえた働きかけも必要です。

課題3 家庭や地域社会における男女平等の推進

本市では、家庭における男女共同参画のために、体験・参加型の「パパママ教室」をはじめ、各種講演会や講座を通じて市民に広く啓発活動を行っています。

市民意識調査の結果では、家庭生活における男女の地位の平等感は、H25調査よりやや改善がみられるものの、平等感が高まっているとは言えません。さらに、共働き家庭における家事・育児・介護などに携わる平均的な時間をみると、「5時間以上」は女性が26.6%であるのに対し、男性は5.8%と家庭的責任が依然として女性に偏っている現状がうかがえます。

今後さらに高齢化が進み、介護を担う家庭も増えていくことが推測されることから、家庭的責任を男女で分かち合い、仕事と育児や介護が両立できるように各種支援サービスの充実を図るなど、環境の整備が重要となります。

課題4 女性の社会進出の促進

本市では、雇用の分野における男女平等を目指し、ファミリー・フレンドリー企業の登録の促進や多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進を図っています。

市民意識調査の結果では、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」と考える『中断なし就業』支持が、H25調査より男女ともに大幅に増えています。また、女性が働き続けるために、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が求められています。

女性が離職せずに働き続けることができるよう、環境の整備を図るとともに、「女性活躍推進法」の内容も踏まえた、就業の場における女性の活躍をより一層促進していく必要があります。

課題5 健康生活の推進

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、すべての人が互いに身体的・精神的・社会的な多様性を理解し合い、生涯を通じて健康的な生活を送ることが前提といえます。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があり、各年代での身体的な変化が多いことから、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。そのため、本市では、市民女性がん検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識の啓発を行っています。

また、性と生命に関する科学的な知識の普及や性感染症の予防の啓発のため、中学生を対象に思春期教室を行っています。しかし、女性自身が主体的に自分の健康を確保していくための「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の社会全体への理解の浸透には、まだ課題が残っている状況となっています。

実際に、成果目標の評価では、令和2年12月末日現在の乳がん検診受診率及び子宮頸がん検診受診率は、平成24年度12月末日と比べ低下しており、評価としては「停滞」状況となっています。

女性をはじめ、すべての人が自身の健康状態に関心を持ち、主体的に健康を維持していけるよう、各年代に応じた性教育や病気の予防、健康に関する知識の普及を促進する必要があります。また、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」は性の多様性に関する課題とも密接に関係しています。

市民意識調査の結果では、LGBTQについて「知らない」人が約4割に留まり、比較的言葉が浸透してきているものの、SOGIEについては約8割の人が「知らない」状況となっています。

性的指向や性自認について広報・啓発活動を実施し、広く市民に周知するとともに、学校や企業などに対しても、積極的な取り組みを実施するよう働きかけるなど、性の多様性に関する理解の増進に努める必要があります。

課題6 あらゆる暴力の根絶

本市では、配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、虐待など、あらゆる暴力の防止に向けて、啓発事業と合わせ、暴力が起こった際の被害者支援やサポートを各種関係機関と連携して行っています。

市民意識調査の結果では、DVの被害者は男女ともに1割未満となっているものの、DVの被害経験者のうち、「相談していない」と回答した割合が半数以上を占めており、表面化している以上に潜在的な被害が多いことが予想されます。また、DVの相談窓口の認知度も5割程度に留まっています。

さらに、この3年間にハラスメントと思う行為を受けたことがある人は約2割で、女性の方が男性よりやや高い割合となっているものの、男性も一定数いることがわかりました。特に女性は「モラル・ハラスメント」、男性は「パワー・ハラスメント」を受けた割合が最も高く、男女間で受けたハラスメントに違いがあります。

暴力は潜在化しやすい問題ですが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが見ている前での夫婦間の暴力は子どもへの心理的虐待にもあたります。

被害の当事者だけでなく、DVやハラスメント、虐待などの発見時の通報義務等も含め、広く市民や企業に知識を普及していく必要があります。

第3章

プランの基本的な考え方

第3章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

男女共同参画社会は、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女がお互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

そのため、第2次プランでは、第1次プランの基本的な考え方を継承するとともに、社会情勢の変化や新たな課題に対応した取り組みを進めていくために、以下の基本理念を設定します。

基本理念

**みんなが認め合う
男女共同参画社会をめざして**

2 プランの基本目標

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会の認識を市民へ浸透するとともに、固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー（社会的・文化的性別）への気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させるため、情報提供や学習の機会の拡充を図ります。

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野において、多様な価値観や新しい発想が取り入れられるよう、これまでの男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望むかたちでとれることが重要です。このため、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

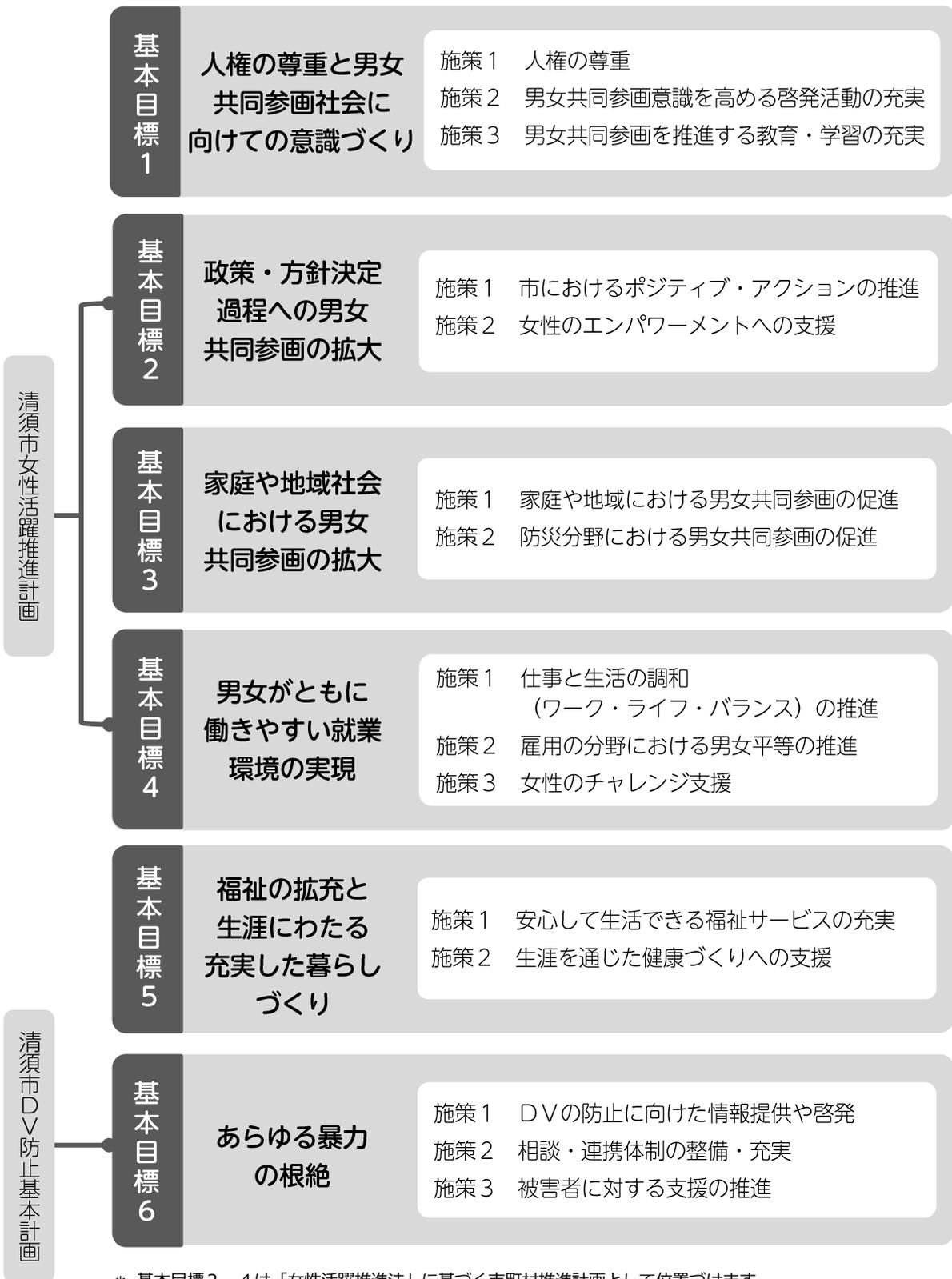
身体的性差によって生じるさまざまな心身の問題に対し、男女が互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供や暮らしの支援を充実し、生涯にわたり安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

本市におけるDV防止基本計画として位置づけ、DVなどあらゆる暴力の根絶、被害者支援、自立支援等の総合的な対策を進めます。また、児童虐待防止対策も含め、関係機関との連携を強化します。

3 施策の体系

基本理念 **みんなが認め合う 男女共同参画社会をめざして**



* 基本目標2、4は「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけます。

* 基本目標6は「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけます。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

課題

- 固定的な男女の役割分担意識は、固定観念にとらわれない人が増えているものの、家庭での女性の家事負担は未だ大きい状況にあるため、男女平等意識の醸成が必要です。
- L G B T Qなどに該当する人が生活しづらい社会となっている現状を踏まえ、子どもの頃からの人権教育や男女平等意識の育みが重要となります。
- 各種啓発活動においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、非接触型の活動への変更が求められているため、効果的な活動方法を検討していく必要があります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
社会全体での男女の平等感	市民意識調査において、「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合	13.2%	20.0%

目標値設定の考え方

- 市民意識調査から評価する。
国調査では24.6%、愛知県調査では14.4%となっているため、2割程度をめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
街頭人権啓発活動回数	中止	4回/年
広報車による市内啓発広報活動回数	中止	1回/年
人権よろず相談実施回数	4回/年	6回/年
市内商業施設にて人権擁護委員の日啓発	中止	1回/年

※成果指標・活動指標における目標値は、令和8年度に実施する第2次プラン中間見直しに合わせ、令和8年度時点の目標値を設定しました。(以降同様)

施策1 人権の尊重

男女共同参画社会基本法の理念に「男女の人権の尊重」が掲げられているように、誰もが性別による差別的な取り扱いを受けず、人権を尊重される環境を整備することは、男女共同参画社会を形成する基盤となります。

本市ではこれまで、人権擁護委員会を中心としながら、あらゆる機会をとらえて、人権に関する啓発活動を行ってきました。今後も一層の人権意識の浸透が図られるよう、これまでの啓発事業の充実を図るとともに、よりわかりやすく効果的な啓発活動を進めていく必要があります。

施策の方向

1) 人権に関する啓発活動の推進

市民に広く人権に関する理解を深めるため、人権問題に関するパンフレットや啓発物を配布し、啓発活動を推進します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員会による市内の主な商業施設での啓発活動 ●人権問題に関するパンフレットや啓発物品を配布し、啓発広報活動を実施 	社会福祉課

2) 人権教育の推進

学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育などにおいて、幅広い年代を対象とし、人権問題をテーマとした研究会や講演会・講座等を開催します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●児童館、保育園、幼稚園における人権啓発活動の実施 ●小・中学校や児童館での人権講話の実施、小・中学校の入学式・PTA総会などの場を活用した人権啓発講話の実施 	社会福祉課

また、12月4日から12月10日までの「人権週間」には、人権尊重の大切さを呼びかけ、明るく住みよい社会づくりを進めます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●人権週間に合わせた市内啓発広報活動、各小・中学校での人権講話の実施 ●市職員対象の人権研修の実施 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待の予防啓発について、広報紙、ホームページに年1回掲載 ●地域包括支援センターとの虐待連絡調整会議を月1回実施、民生委員との定例会による連携強化 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒を対象とした、人権に関する校長講話の実施 	学校教育課

3) 人権相談窓口の充実

人権擁護委員による人権よろず相談を実施するとともに、人権に関する相談に随時応じます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市内4地区での人権よろず相談の実施 ●人権擁護委員の日(6月1日)に合わせた市内2地区で啓発活動の実施 	社会福祉課

施策2 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

全国的に男女共同参画にかかる取り組みは、さまざまな方面から進められており、男女共同参画社会実現のための基盤は整備されつつあります。一方で、社会には性別による役割分担意識が未だ根強く残っており、制度の整備と合わせた一人ひとりの意識改革が不可欠となっています。

令和3年に実施した市民意識調査の結果によると、各分野における男女の平等意識は、H25調査より「男性優遇」と回答した割合が、『職場』以外のすべての分野で高く、この8年間で男女の地位の平等感は停滞している状況です。

市民一人ひとりが「男女共同参画」について正しく内容を理解し、社会通念や慣習の中で形成された固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる分野において男女がともに個性と能力を十分に発揮することができるよう、対象の性別や年齢も加味しつつ、さまざまな啓発活動を行う必要があります。

施策の方向

1) 広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進

男女共同参画について市民の理解や意識向上を図るため、広報紙や市のホームページを活用し、情報提供や啓発活動を行います。

具体的な取り組み	担当課
●「広報清須」及び市のホームページを活用した情報提供の推進	生涯学習課

2) 男女共同参画に関する講演会等の開催

市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する意識の醸成を図るため、講演会等を開催します。また、講演会等の企画、運営については、市民や市民団体との協働により行います。

具体的な取り組み	担当課
●清須市男女共同参画えみの会を中心とした、市民や市民団体との協働による講演会の実施	生涯学習課

3) 広報物のガイドラインの活用

市が発行する広報、刊行物について、性別に偏らない表現、性別によるイメージを固定化しない表現、男女の対等な関係の表現等に留意し、男女共同参画社会の実現へ寄与するために、ガイドラインの活用を図ります。

具体的な取り組み	担当課
●平成28年10月に作成した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の活用を図る	生涯学習課
●広報連絡員会議で「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」の周知及び活用を図る	人事秘書課

施策3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現には、次代を担う子どもたちに、人権の意識や男女平等意識が浸透していることが重要です。学校教育の場において、子どもの発達段階に応じた男女平等感の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育の推進が重要となっています。

また、子どもだけでなく大人も、生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう、学習機会の充実が求められています。

施策の方向

1) 学校等における男女平等を推進する教育の充実

学校等において人権尊重や男女平等意識を育み、男女の相互理解や協力を推進する教育の充実を図るとともに、子どもを指導する立場である教職員等に対して、意識啓発を図ります。

また、男女平等意識の醸成を進めるため、男女混合名簿への移行について検討していきます。

具体的な取り組み	担当課
●道徳教育や各教科の授業における男女共同参画に関する教育の実施 ●市校長会、市教頭会等の会議における啓発、各校の教職員等への意識啓発を促す	学校教育課

2) 男女共同参画に関する学習機会の充実

市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、学べるように、生涯学習講座や家庭教育講座の開催など、学習機会の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習講座、家庭教育講座における男女共同参画に関するプログラムの充実 ●土日など、働いている男女ともに参加しやすい柔軟な事業の開催 ●「広報清須」及び市のホームページにて、市民及び各種団体に講演会の開催を周知し、啓発を図る 	生涯学習課

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

課題

- 日本の各分野における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べると低い水準にあります。本市においても、国際的水準を意識しつつ、人材登用・育成等の取り組みを強化する必要があります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
審議会等における女性の割合	各年4月における清須市の審議会、委員会の女性委員の割合	34.6% (令和2年4月1日現在)	40.0%
農業委員のうちの女性数	農業委員のうちの女性数	0人	1人

目標値設定の考え方

- 国の「第5次男女共同参画基本計画」に定める「市区町村の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上、60%以下にする」という目標値を参考に設定。
- 女性委員の登用をめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
愛知県自治研修所や市町村アカデミー（JAMP）の主催する女性向け研修会への参加促進	0人	1人

施策1 市におけるポジティブ・アクションの推進

国は平成15年に、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」（『2020年30%』の目標）という目標を掲げ、女性の参画を拡大する最も効果的な施策の1つであるポジティブ・アクションを推進してきました。

しかし、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されていなかったことから、目標の達成には至らず、令和2年に「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取り組みを進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えてさらに上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」としています。

本市では、第1次プランにおいて、「審議会、委員会の女性委員の割合」を30%と目標を掲げており、第1次プランの中間見直し時点では達成できなかったものの、令和2年4月1日現在、34.6%となり目標を達成することができました。一方、国は第5次男女共同参画基本計画において、さらなる向上をめざし、令和7年までに「市町村の審議会等委員に占める女性の割合を40%以上、60%以下」とする目標を新たに掲げました。そのため、本市においても、さらなる高い目標を掲げ、引き続き方針決定過程への女性の参画拡大を進める必要があります。

そのためには、市自らが率先して参画拡大に向けたさまざまな取り組みを進め、情報発信していくことが必要です。具体的には、市審議会等の女性委員の登用率を高めるための支援や働きかけを行います。また、女性職員の職域拡大やキャリア形成に関する研修・情報提供を図るなど、市職員や教員等の女性管理職への登用を推進します。

施策の方向

1) 附属機関、委員会等への女性委員登用の推進

市の附属機関、委員会等への女性委員の登用を積極的に進めます。また、登用状況を定期的に調査及び公表します。

また、女性委員のいない審議会等を解消するように努めます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 附属機関、委員会等の設置機会における女性登用への働きかけ ● 委員募集の際の広報・周知の推進 ● 登用状況の定期的な調査及び公表 	全課

2) 女性管理職への登用

個人の適性や能力を踏まえ、性別にとらわれず管理職員への登用を行います。

具体的な取り組み	担当課
●男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	人事秘書課

施策2 女性のエンパワーメントへの支援

あらゆる分野に女性の参画を促進していくためには、女性自身の意識の醸成、能力の向上が不可欠です。女性が新しい分野へチャレンジし、生涯にわたりキャリアを形成していくため、人材育成の方法や多様な活躍事例、学習支援について情報を提供していくことが重要です。

施策の方向

1) 人材の育成と確保

女性リーダーを育成するため、県などが行う研修会や講座への参加を促進します。

具体的な取り組み	担当課
●女性の会、清須市男女共同参画えみの会を中心としたリーダー研修への参加の呼びかけ	生涯学習課
●小・中学校における女性の役職者の登用を図るとともに、研修や講座等への積極的な参加を支援	学校教育課

また、女性の人材に関する情報を幅広く収集します。

具体的な取り組み	担当課
●女性リーダーのロールモデルなどについての調査研究・情報提供	生涯学習課
●小・中学校におけるキャリアデザインを意識した教育の実施	学校教育課

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

課題

- 家庭や地域活動の場における男女の地位の平等感は停滞し、さらに、男女間で平等感に大きな差が生じています。講演会等を通じた家庭生活における男女共同参画の促進が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した、講演会等の開催の検討が必要となります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
家庭における平等感	市民意識調査において、「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合	35.7%	40.0%
地域活動の場における平等感	市民意識調査において、「地域活動の場」について「平等である」と回答した人の割合	32.7%	40.0%
男性を主にした食生活に関する教室	開催回数	2回 (令和2年度)	2回

目標値設定の考え方

- 市民意識調査から評価する。
H25調査が35.2%であることから、前回以上の上がり幅をめざす。
- 市民意識調査から評価する。
H25調査が32.0%であることから、前回以上の上がり幅をめざす。また、国の調査では46.5%となっているため、4割程度をめざす。
- 講座数24（前期12、後期12）の中で設定していくため、現状を維持する。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ブロック自主防災組織の規約の策定率	94.7%	100.0%
食生活改善推進員数（男性会員数）	40人 (うち男性会員 7人)	51人 (うち男性会員 8人)

施策1 家庭や地域における男女共同参画の促進

近年、核家族化や少子化が進み、人間関係も希薄化しているなか、家庭や地域における子育てや介護力の低下が問題となっています。

市民意識調査の結果によると、女性は共働きをしている・していないに関わらず、男性と比較して家事・育児・介護などに長時間関わっている傾向にあり、共働きをしていない男性は家事・育児・介護に「まったく関わっていない」と回答している割合が高くなっています。一方、地域活動の中での、男女の不平等感として「仕事をもつ男性の地域活動への参画が少ない」と回答している割合は、H25調査より大幅に減少しています。

近年、結婚・出産後も働き続ける女性が増加しており、家庭や地域における子育てや介護の機能を維持していくためには、あらゆる場面において男女がともに助け合い、支え合う環境を整備することが大切です。

施策の方向

1) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭において男女がともに家事・育児・介護などについて協力して取り組むことができるよう情報提供や啓発を行います。

具体的な取り組み	担当課
●男女共同参画講演会等を通じた啓発活動	生涯学習課
●父親の参加しやすい土曜日に、児童館及び子育て支援センターにおいて講演会等を開催し、父親への育児参加の啓発を図る	子育て支援課
●体験・参加型のパパママ教室の開催 ●男性の育児参加への啓発に向けた情報提供	健康推進課

また、男性向けの家事教室や料理教室の開催により、男性の家庭生活への参画を促進するとともに、男性がともに育児、介護などに関わることができるよう、公共施設の改善を検討します。

具体的な取り組み	担当課
●男性向けの家事教室や料理教室の開催	生涯学習課
●公共施設の新築・改修時における、男性の育児・介護への参画の視点を取り入れた計画の検討	財産管理課

2) 地域活動等への参画の促進

男女がともにさまざまな地域活動へ参画できるよう、啓発等を行います。

具体的な取り組み	担当課
●社会福祉協議会による高齢者を対象とした地区サロン活動の後方支援	高齢福祉課
●家庭や地域社会にかかる講座の実施	生涯学習課

また、町内会や老人クラブ、PTA、子ども会など、各地域におけるさまざまな地域活動において、男女平等の理解の浸透を図ります。

具体的な取り組み	担当課
●老人クラブにおける、高齢者に向けた男女共同参画についての啓発	高齢福祉課
●男女共同参画講演会等を通じた周知活動	生涯学習課

施策2 防災分野における男女共同参画の促進

国では、東日本大震災における教訓、南海トラフ巨大地震の被害想定などを踏まえ、災害から受ける影響やニーズが性別や年齢、障がいの有無など、さまざまな社会的状況によって異なることに配慮した防災対策を推進するために、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、男女共同参画の視点を盛り込んだ防災対策を強化しています。

本市では、地域の課題を自ら解決するため、市内に105あった自主防災組織を38のブロック組織に再編し、組織の強化を図っています。その中で女性の登用を積極的に促しているものの、未だ女性の人数は少ない状況となっています。また、愛知県の地域防災計画の修正に伴い、清須市地域防災計画においても「避難所運営等の女性の視点の活用」を盛り込んでいます。

これまで、防災・災害時対策に女性の視点が反映されにくかった背景には、防災対策などの計画段階に、女性が参画していなかったことが理由の1つとして考えられます。南海トラフ巨大地震等の発生も危惧されるなか、国の指針を参考にしながら、平常時から、男女共同参画の視点を持って、防災・災害時対策を講じておくことが必要です。

施策の方向

1) 防災分野への男女共同参画の視pointsの盛り込み

自主防災組織などの地域における防災の取り組みに対し、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう支援するとともに、子どもや若者、高齢者、障害のある人、LGBTQなど、多様な人々への配慮にもつながるよう取り組みます。

また、避難所などの場所において、多様なニーズに応じた安全が確保されるよう配慮し、個人の人権を尊重したうえで、男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品などを整備します。

具体的な取り組み	担当課
●自主防災組織規約への、積極的な女性の登用についての項目等の盛り込みの検討 ●防災会議委員等への女性の積極的な活用 ●避難所における男女共同参画の視点から必要と思われる備蓄品の整備や、プライバシーの尊重・着替え・授乳用の間仕切りの設置の検討	危機管理課

基本目標 4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

課題

- 市民意識調査の結果によると、女性が職業をもつことについて、結婚や出産に関わらず、仕事を続けたいと考える『中断なし就業』を支持する人が男女ともに大きく増えています。家庭と仕事の両立のために各種支援サービスの充実が必要です。
- コロナ禍によって、就労支援や各種サービスの現状に即した最新の情報提供等が難しい状況が生じているため、情報の精査等に努め、有効な情報提供を行う必要があります。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
男性の育児休業取得率	市民意識調査において、育児休業を「取ったことがある」と回答した男性の割合	4.3%	19.0%

目標値設定の考え方

- 市民意識調査から評価する。
R3調査において「取りたかったが、取ったことはない」と回答した19.0%が全員取れるようになることを仮定し、19.0%とする。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ファミリー・フレンドリー企業登録企業数	7か所	10か所
ワーク・ライフ・バランスについての啓発の実施	1回	5回
保育所の入所定員	1,780人	1,850人

施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスについては、法律と制度の整備が進められており、その実現が求められています。

本市の女性の労働力率はM字カーブを描いており、また、未婚・既婚の労働力率では、20歳代後半、30歳代前半で大きく凹みが出ているなど、結婚・出産による離職が依然として多いことがうかがえます。市民意識調査の結果によると、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」と考える『中斷なし就業』支持が、この8年間で男女ともに大幅に増加しています。

女性の就労の増加を踏まえ、男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現していくための各種支援が求められています。労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な勤務形態の導入、男女ともに育児休業、介護休業を取りやすい環境づくりなど、事業所の理解や協力を得ながら就労環境の改善を進めていく必要があります。また、子育てや介護をしながら働き続けられるよう、一人ひとりの状況に合わせた子育て支援サービス、介護サービスの充実を図る必要があります。

施策の方向

1) 多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方に関して関係機関と連携し、就業者、事業者に対する情報提供や意識啓発を行います。

また、就労に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供、啓発を行います。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会における情報提供、意識啓発の推進	産業課

2) 仕事と家庭・地域生活との両立の支援

保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実と、ワーク・ライフ・バランスを保つために家庭における介護サービス等の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課
●子育て支援センターの充実 ●保護者のパートや病気入院などで児童の保育が家庭で一時的に困難になったときの一時的保育の充実 ●低所得者に配慮した保育料の設定	子育て支援課
●広報紙や市のホームページ、パンフレット等を活用し、介護保険サービス（デイサービスなショートステイ）の必要に応じた利用の働きかけ	高齢福祉課

また、育児休業、介護休業制度が利用しやすいものとなるように事業者働きかけを行います。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、利用の働きかけ	産業課
●市のホームページや子育てアプリ「キヨスマ」を活用した啓発の促進	子育て支援課

ファミリー・フレンドリー企業（育児・介護等の生活と仕事が両立できるような制度を持つ企業）への登録を促進します。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会をとらえた、ファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ	産業課
●「広報清須」、市のホームページ等によるファミリー・フレンドリー企業登録への呼びかけ	産業課 子育て支援課

施策2 雇用の分野における男女平等の推進

働く場において、性別や年齢に関わらず、誰もが能力を発揮していくためには、雇用形態や職業選択等における男女平等な労働観が、企業に浸透していることが大切です。

国では、女性の活躍状況の情報開示、登用の成果を上げた企業の表彰制度の創設等を検討するなど、女性の活躍促進に向け企業が自発的に取り組むためのインセンティブ（動機付け）の付与を進めています。本市においても、事業主に対する男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知とともに、男女共同参画を推進する企業に対して、一層の積極的な女性登用に向けた取り組みの強化を進める必要があります。

施策の方向

1) 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の趣旨の周知を図り、適切な運用への働きかけを行います。

具体的な取り組み	担当課
●商工会総代会、企業懇話会等の機会を通じた働きかけ	産業課

2) 農業・自営業者における労働環境の改善

農業や自営業に従事する家族従業者の労働条件や待遇等の改善に関する「家族経営協定」等の情報提供や啓発を行います。

また、協働経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「家族経営協定」等の情報提供や啓発 ●尾張農林水産事務所農業改良普及課との連携による「女性認定農業者」制度の普及 	産業課

施策3 女性のチャレンジ支援

人口減少が進むなか、多様性のある社会を実現していくためには、男女ともに自らの能力を十分に発揮できる環境を整備していくことがますます重要となっています。全国的に、結婚や出産で一度離職、休職した女性でも、復帰後に、出産や育児等の経験値を活かした新たな視点から商品開発を行うなどの好事例もでてきており、結婚・出産後の復職支援は、多様性のある社会の実現のためにも重要となっています。

意欲のある女性がその能力を十分に発揮し、望むような形で働き続けるためには、研修等に参加するなどの女性自身のエンパワーメントや、出産・育児等のライフイベントを経ながらも就労継続や再チャレンジを行えるよう、就労情報等の情報提供を充実していくことが重要です。

施策の方向

1) 職業能力の向上や再就職への支援

関係機関と連携し、女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等や再就職へのチャレンジを支援するための情報提供を行います。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる機会での各種情報提供の推進 ●県で行う研修等への参加の促進 	産業課 生涯学習課

基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の健診等が中止となるなど、健康的な生活を送ることが難しい現状があります。特に高齢者の生活機能低下を防ぐ対策は急務となります。
- 性別にかかわらず、すべての人が互いに身体的・精神的・社会的な多様性を理解し合い、生涯を通じて健康的な生活を送るために、あらゆる年代を対象とした暮らしの支援が必要です。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
乳がん検診受診率・子宮頸がん検診受診率	当該検診の対象となる女性のうち、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診者数の割合	乳がん 14.5% 子宮頸がん 16.6%	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%
自殺者の減少	地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）	(人口10万対) 20.2	(人口10万対) 14.1以下
子育ての相談ができる人がいる割合	母子健康診査マニュアル報告 4か月児健診統計	97.5%	増加

目標値設定の考え方

- 健康日本2 1 清須計画（第2次）の目標値に準ずる。
- 国の自殺総合対策大綱より人口10万人当りで算出する。清須市自殺対策計画の目標値に準ずる（30.0%減）。
- 相談支援体制を整備し、情報提供することで、全員相談できる環境整備をめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
女性がん検診に関する情報提供	広報 4回 出前講座 2回	広報 4回 出前講座 5回
ゲートキーパー養成講座等への参加者数	延べ238人 (平成26年度から令和2年度)	472人 (令和5年度)
パパママ教室の参加者数	192人 (うち男性 83人)	増加

施策1 安心して生活できる福祉サービスの充実

未婚・離婚率の増加や高齢化の進展により、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。本市においては、全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、高齢単身世帯の増加が顕著となっています。

一般的に女性の高齢単身世帯や母子世帯では厳しい経済状況に置かれがちな傾向にあり、一方で、男性の高齢単身世帯や父子世帯では、地域におけるネットワークが少なく、孤立しがちな傾向にあります。また、家庭における介護は主に女性が担っている状況であり、高齢者等の問題を解決していくことは、女性の問題を解消していくことにもつながります。

高齢者やひとり親家庭、障がいのある人など、困難を抱える人が身近な地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いの仕組みづくり、経済的な自立支援、保健・医療・福祉サービスの充実など、さまざまな面からの働きかけが必要です。

また、グローバル化の進展に伴い、市内在住の外国人が増えています。特に複合的な困難を抱えやすいとされる外国人女性に対しても、関係機関との連携を強化しつつ、社会的支援の充実、情報提供を推進していく必要があります。

施策の方向

1) 高齢者の自立の支援

介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険サービスの利用支援 ●配食サービス事業や要介護認定非該当者に対するヘルパー派遣事業、デイサービス事業の提供などの市独自事業の提供による自立生活の支援 ●単身高齢者等に対する福祉サービス事業の実施 ●介護している家族への支援 ●介護予防事業の実施 ●民生委員と連携した福祉サービス事業の利用勧奨 	高齢福祉課

2) 障がい者の自立の支援

障がいのある人の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう、障がいの程度に応じた適切なサービスの提供を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートなどによる福祉サービスのニーズの的確な把握と適切な福祉サービスの提供 	社会福祉課

3) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談や経済的支援を行い、生活の安定と自立した生活が送れるよう福祉サービスの充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の児童を監護・養育しているひとり親家庭への児童扶養手当、愛知県遺児手当、清須市遺児手当の支給 ●ひとり親家庭で、親が疾病などで日常生活に支障が生じている場合、家庭生活支援員の派遣による、食事の世話や住居の掃除などの支援 ●自立支援員による就労相談等の支援の充実 	子育て支援課

4) 外国人女性への支援

在住外国人女性に対する情報提供や相談支援を充実します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●財団法人愛知県国際交流協会多文化共生センター発行の「愛知生活便利帳（英語、中国語）」、電話通訳（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語）の活用促進による情報の多言語での提供 ●清須市国際交流協会の活動支援と連携の強化 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てアプリ「キヨスマ」では、6ヶ国の外国語に対応し市の子育て情報等を配信 	子育て支援課

施策2 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、すべての人が互いに身体的・精神的・社会的な多様性を理解し合い、生涯を通じて健康的な生活を送ることが前提といえます。特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があり、各年代での身体的な変化が多いことから、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

本市では、市民女性がん検診などの機会を活用し、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導を実施しています。また、性と生命に関する正しい知識の普及や性感染症の予防の啓発のため、小学生・中学生を対象に思春期教室を行っています。しかし、女性自身が主体的に自分の健康を確保していくための「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の社会全体への理解の浸透にはまだ課題が残っている状況となっています。

すべての人が健康に過ごすためには、各種健康診査等の受診について、引き続き呼びかけ、思春期や出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた健康づくりを推進していく必要があります。また、近年職場の悩みやストレスによる自殺者が増加していることを踏まえ、メンタルヘルスへの対処やストレスマネジメントを強化していく必要があります。

施策の方向

1) 男女の健康づくりへの支援

女性の検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を啓発するとともに、現代社会におけるメンタルヘルスへの対応など、こころの健康に関する知識の啓発を行います。

また、身体的・精神的・社会的な多様性に配慮し、市民一人ひとりが日常的に健康づくりに取り組めるよう関係機関と連携を図り支援します。

なお、地域での自発的な健康づくり活動が広く実施され、市民自らが参加できるように地域づくりを推進するとともに健康づくりリーダーの育成を支援します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●市民女性がん検診の実施と、乳がんの自己検診法や骨粗しょう症の予防指導の即時実施 ●自殺予防のための「ゲートキーパー養成講座」、「フォローアップ講座」の実施 ●健康づくりリーダーや食生活改善推進員、女性の会、商工会、企業など地域の団体との協働事業の実施 ●「広報清須」や市のホームページにおける、健康に関する相談機関（来所・電話・メール）の周知 	健康推進課

2) 母子健康づくりへの支援

妊娠・出産期における女性の各種健康診査や保健指導、相談等を充実し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援するとともに、妊婦とその配偶者やパートナーに対して、パパママ教室において妊娠・出産期の健康に関する知識を啓発します。

また、子どもが健康的に過ごせるための知識や健康な生活習慣の実践を普及・啓発し、関係機関と連携を強化し子育て支援のための体制を充実していきます。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時の健康相談の実施、問題を抱えた妊婦の把握 ●妊婦等健康診査や乳幼児健康診査等の受診の促進 ●若年妊娠や望まない妊娠等を含めた問題を抱えた妊婦に対する他機関と連携したサポート ●パパママ教室の実施による、妊娠・出産についての知識の啓発、父親の育児参加の促進 ●「広報清須」や子育てアプリ「キヨスマ」、保健事業等を活用した「子育て世代包括支援センター」の周知 	健康推進課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・生命の安全を、ライフステージを通して、権利としてとらえる概念）に関する情報を提供します。

具体的な取り組み	担当課
●思春期保健における「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解の促進	健康推進課 学校教育課

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

課題

- 市民意識調査の結果によるとDV被害者の半数は相談していない現状があるため、潜在化しないよう相談窓口の積極的な周知が必要です。
- 被害者への適切な支援のため、行政を主体とした関係機関とのさらなる連携強化が重要です。

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
DVの意味を知っている人の割合	市民意識調査において、「DVの意味を知っている」と回答した人の割合	87.3%	100.0%
DVに関する相談窓口を知っている人の割合	市民意識調査において、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と回答した人の割合	53.4%	80.0%

目標値設定の考え方

- DVについての情報提供を推進し、市民全員に、DVの言葉の意味や内容の認知の浸透を図る。
- DVの相談体制を整備し情報提供することで、相談しやすい環境となることをめざす。

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
DV防止に関する情報提供・媒体数	36媒体	46媒体

施策1 DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた情報提供や啓発

配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、虐待などは、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。男女共同参画社会の実現に向けては、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが不可欠となっています。

市民意識調査の結果によると、DVの被害者は男女ともに1割未満となり、女性が男性を大きく上回っていますが、近年は男性の被害者も増加傾向にあります。また、DV被害の相談については、「相談していない」が半数以上を占めています。

DV被害者はDV被害を個人的な問題としてとらえる傾向にあり、また、DV被害を受けていない人にとっては、個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲に認識されないまま、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

市民の一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する機運を醸成していくためには、さまざまな広報媒体を通じて、あらゆる暴力の防止についての情報提供を推進し、意識啓発を行っていくことが大切です。また、近年増加傾向にある若い世代間の暴力（デートDV）などについても、若い世代に正しい理解の浸透を進め、将来的な発生を防止していくことが重要です。

施策の方向

1) 暴力根絶のための啓発の充実

DV、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● DVに関するリーフレットの、市の主要窓口への設置 ● 「広報清須」や市のホームページを通じた相談機関の啓発 ● 「広報清須」や市のホームページにおける児童虐待通告の周知（児童虐待防止推進月間での11月に実施） 	産業課 子育て支援課

また、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等、あらゆる暴力を防止するための市民の意識啓発を図ります。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動 ● 関係課・関係機関との連携強化 	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課や関係機関との協働による市民への意識啓発 	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の実施による、虐待防止の啓発活動 ● 「広報清須」や市のホームページを活用した、虐待防止と情報提供の呼びかけ 	高齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動 	子育て支援課

なお、被害の早期発見のため、市民向けの講座などによりDVや児童虐待についての認識を深めるとともに、被害発見時の通報の必要性について啓発します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●リーフレットやチラシ、ポスターを活用した啓発活動 ●関係課・関係機関との連携強化 	産業課
<ul style="list-style-type: none"> ●「広報清須」や市のホームページ、チラシ等を活用した、啓発活動 ●母子保健推進員研修会における啓発活動 	子育て支援課

2) 若年層に対する予防啓発

若い男女間で起きているデートDVに対応するため、高校や大学などに対し出前講座を実施します。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校及び大学での講座の実施 ●DV相談に関する啓発カードの公共施設への設置 	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校での人権教育の推進 	学校教育課

施策2 相談・連携体制の整備・充実

平成19年のDV防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画を策定することや、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされるなど、配偶者等からの暴力に対する市町村単位での取り組みの強化が求められています。

市民意識調査の結果によると、DVに関する相談窓口の認知度は5割程度となっており、内訳をみると、「警察署」が約8割、「清須市の相談窓口」「配偶者暴力相談支援センター（愛知県女性相談センター）」が4割台、その他の項目は3割以下に留まっています。

DVの早期発見と支援に向けては、すべての市民に対する相談窓口の周知、市民が訪れやすく、相談しやすい体制づくりが重要です。また、DV被害者を支援する側の理解の不足から被害者がさらに被害を受ける「二次被害」も問題となっており、被害者が安心して相談できるための相談員の資質の向上も不可欠となっています。

また、児童虐待、金銭的困難、健康問題など複合的な問題を抱えている場合も多く、より専門的な対応を迫られることから、関係機関との連携を強化することが求められています。

施策の方向

1) 相談体制の整備・強化

相談員への研修機会を充実し、相談員の資質の向上を図ることにより、DV被害者の二次被害を防止します。

具体的な取り組み	担当課
● 青少年家庭教育相談員、女性相談員の、DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課 学校教育課

2) 相談業務の周知・啓発

広報紙、市のホームページなどにより、各種相談窓口の開設状況を利用者に周知します。

具体的な取り組み	担当課
● 「広報清須」や市のホームページ、子育てアプリ「キヨスマ」を通じた、女性相談、家庭児童相談窓口の周知	子育て支援課
● 「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知 ● 児童虐待や高齢者虐待問題を所管する担当課と協働し、市民の意識啓発を図る	社会福祉課
● 市のホームページの掲載内容を確認し、最新の情報提供に努める	人事秘書課
● 「広報清須」や市のホームページを通じた、相談窓口の周知	高齢福祉課

3) 連携体制の充実

庁内関係部署や、警察等、他の機関、団体との連携体制を確立し、情報共有を図るとともに、被害者への支援体制を確認します。

具体的な取り組み	担当課
● 関係機関と連携した専門的な相談への対応 ● 警察、女性相談センター等との連携による住民票、戸籍附票の閲覧制限 ● 虐待通報時の関係機関との情報共有・被害者への支援の実施 ● 市役所内の連携体制、情報共有体制を強化	全課

施策3 被害者に対する支援の推進

配偶者等からの暴力被害には、身体や生命を脅かされる危険性がともなう場合があるため、身の危険を感じて保護を求めたDV被害者に対して、適切な安全確保を図ることが重要となります。

また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、精神的ケアや経済的援助など、あらゆる面から生活基盤を整える支援を提供していく必要があります。

本市では、DV被害者の一時保護、及び母子生活支援施設への入所支援を実施しています。母子生活支援施設では、母子の生活指導を行う母子指導員により、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計のことなどの相談支援を実施し、被害者やその子どもの自立した生活に向けた相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行っています。さらに、被害者とともに自立に向けた計画の作成を支援しています。

今後も、こうした機能を活かしつつ、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、体制の整備を図ることが重要です。

施策の方向

1) 一時的な保護、支援の実施

DV被害者を一時的に保護し、加害者から離れて自立して生活できるように、関係機関と連携し、施設の入所や就職の斡旋等を行います。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 希望があった場合の母子生活支援施設への円滑な入所支援 ● 関係機関との連携 	子育て支援課

2) 自立支援体制の確立

DV被害者が自立した生活を送れるよう、相談支援・経済的援助など各種の長期的な支援を行います。

具体的な取り組み	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子生活支援施設へ入所させることによる経済的援助及び施設の母子指導員による相談援助などの長期的支援 ● 被害者の自立に向けた計画の作成 	子育て支援課

第5章

プランの推進体制

第5章 プランの推進体制

1 連携・協働によるプランの推進

本プランを実行性のあるものとして着実に推進していくためには、行政はもちろんのこと、市民や関係団体、事業者がそれぞれの役割を明確にし、連携・協力体制のもと、市全体で総合的・計画的に推進していくことが重要です。

また、プランの進捗状況についても、定期的に把握・評価し、今後の施策推進に反映させていく体制を整備することが重要です。

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画に関する取り組みは多岐にわたっています。男女共同参画の実現をめざすうえでは、市職員一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、全庁的な協力体制を築きながら取り組みを進めていく必要があります。

職員に対し、男女共同参画の視点を浸透させるとともに、生涯学習課を中心として関係課と連携を図り、横断的に取り組む組織を立ち上げます。

(2) 市民協働による推進体制

行政と市民、関係団体、事業者などが連携し、積極的に進めていくためには、市民協働によるプランの推進体制・進行管理体制を確立する必要があります。

また、推進にあたっては清須市男女共同参画推進懇話会の意向を十分尊重しながら施策への反映を図ります。

(3) 市民、関係団体、事業者との連携

市民、関係団体、事業者、行政がそれぞれの役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動が行えるよう、団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

具体的には、課題解決に向けた情報共有に努めるとともに、女性の会、清須市男女共同参画えみの会をはじめとするさまざまな関係団体等と連携した事業を行い、男女共同参画意識の高揚を図ります。

2 プランの進捗管理

(1) 指標の設定

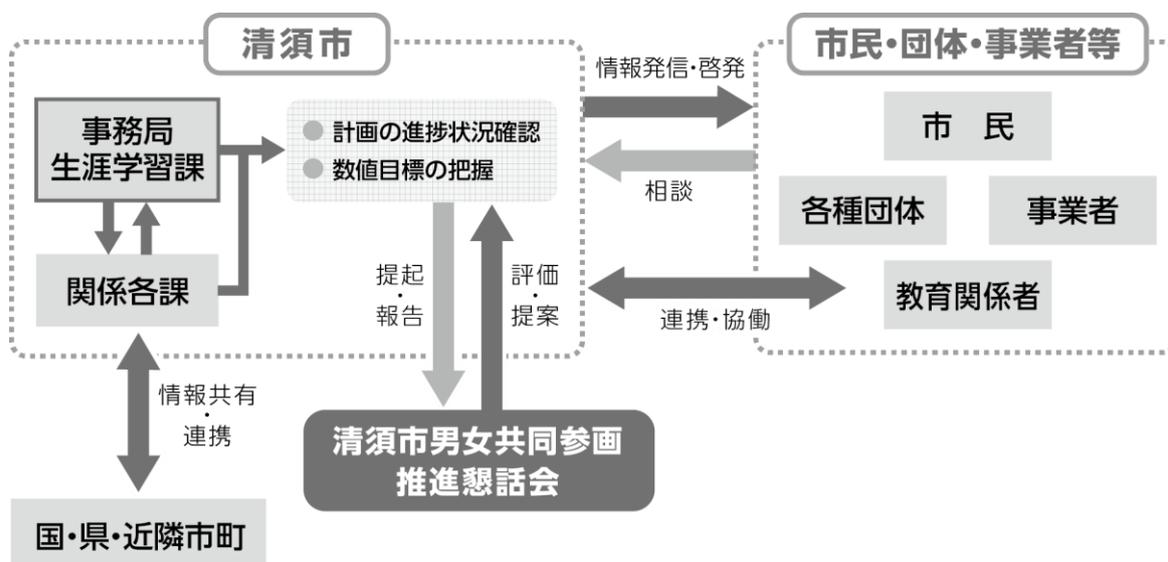
基本目標ごとに成果指標・活動指標の設定を行い、毎年事業の実績などを把握することにより、成果を客観的に把握します。

なお、成果指標・活動指標における目標値は、令和8年度に実施する第2次プラン中間見直しに合わせ、令和8年度時点の目標値を設定しました。

(2) 進捗管理の具体的方法

プランに掲げた個々の取り組み内容の実績状況を、毎年、把握・点検・評価します。また、結果を「清須市男女共同参画推進懇話会」に報告し、プランの実効性を高めるための提言をいただくことで、着実なプランの推進を図ります。

■ プランの推進体制





資料編

資料編

1 施策の成果目標一覧

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
社会全体での男女平等感	市民意識調査において、「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合	13.2%	20.0%

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
街頭人権啓発活動回数	中止	4回/年
広報車による市内啓発広報活動回数	中止	1回/年
人権よろず相談実施回数	4回/年	6回/年
市内商業施設にて人権擁護委員の日啓発	中止	1回/年

基本目標2 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
審議会等における女性の割合	各年4月における清須市の審議会、委員会の女性委員の割合	34.6% (令和2年4月1日現在)	40.0%
農業委員のうちの女性数	農業委員のうちの女性数	0人	1人

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
愛知県自治研修所や市町村アカデミー（JAMP）の主催する女性向け研修会への参加促進	0人	1人

基本目標3 家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
家庭における平等感	市民意識調査において、「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合	35.7%	40.0%
地域活動の場における平等感	市民意識調査において、「地域活動の場」について「平等である」と回答した人の割合	32.7%	40.0%
男性を主にした食生活に関する教室	開催回数	2回 (令和2年度)	2回

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ブロック自主防災組織の規約の策定率	94.7%	100.0%
食生活改善推進員数（男性会員数）	40人 (うち男性会員7人)	51人 (うち男性会員8人)

基本目標4 男女がともに働きやすい就業環境の実現

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
男性の育児休業取得率	市民意識調査において、育児休業を「取ったことがある」と回答した男性の割合	4.3%	19.0%

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ファミリー・フレンドリー企業登録企業数	7か所	10か所
ワーク・ライフ・バランスについての啓発の実施	1回	5回
保育所の入所定員	1,780人	1,850人

基本目標5 福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
乳がん検診受診率・子宮頸がん検診受診率	当該検診の対象となる女性のうち、乳がん検診、子宮頸がん検診の受診者数の割合	乳がん 14.5% 子宮頸がん 16.6%	乳がん 50.0% 子宮頸がん 50.0%
自殺者の減少	地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)	(人口10万対) 20.2	(人口10万対) 14.1以下
子育ての相談ができる人がいる割合	母子健康診査マニュアル報告 4か月児健診統計	97.5%	増加

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
女性がん検診に関する情報提供	広報 4回 出前講座 2回	広報 4回 出前講座 5回
ゲートキーパー養成講座等への参加者数	延べ238人 (平成26年度から令和2年度)	472人 (令和5年度)
パパママ教室の参加者数	192人 (うち男性 83人)	増加

基本目標6 あらゆる暴力の根絶

成果指標

指標名	算出方法	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
DVの意味を知っている人の割合	市民意識調査において、「DVの意味を知っている」と回答した人の割合	87.3%	100.0%
DVに関する相談窓口を知っている人の割合	市民意識調査において、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と回答した人の割合	53.4%	80.0%

活動指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
DV防止に関する情報提供・媒体数	36媒体	46媒体

2 懇話会設置要綱

○清須市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 27 年教育委員会告示第 3 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画に関する施策を推進するため、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に清須市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 清須市男女共同参画計画の作成及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 懇話会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、教育委員会が指名する職員（清須市職員の職の設置に関する規則（平成 1 7 年清須市規則第 2 5 号）第 2 条第 1 号及び清須市教育委員会事務組織規則（平成 1 7 年清須市教

- 育委員会規則第4号)第11条第1項に定める職員をいう。以下同じ。)をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する職員の互選により定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。
 - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する職員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。
 - 6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 委員が選任された日以後最初に開かれる会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則 (平成30年3月12日教育委員会告示第13号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

3 懇話会委員名簿

■ 清須市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏 名	所属団体名等
	河合 幹雄	国際交流協会会長
	日下部 さゆり	商工会女性の部部長
	永井 紀美子	母子寡婦福祉協会会長
	西尾 博人	教育部参事
副会長	野呂 千賀子	清須市男女共同参画えみの会会長
	堀田 智子	女性の会会計
	三輪 真紀	保育長
	横井 圭子	人権擁護委員
会長	吉田 あけみ	椋山女学園大学教授
	和田 典之	社会教育委員

4 策定経過

年月日	内 容
令和3年7月2日～ 7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 ※令和3年6月1日現在、清須市に居住する満20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出し、郵送配布・郵送回収にて実施
令和3年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第1回清須市男女共同参画推進懇話会を開催 議題〔第一部〕 ① 清須市男女共同参画プラン施策体系図進捗状況について ② 清須市女性職員の割合と市職員のワーク・ライフ・バランス推進状況について ③ 清須市審議会等の女性登用状況について ※その他、会長・副会長の選出、市町村男女共同参画施策のあらましについて報告 議題〔第二部〕 ① 第2次清須市男女共同参画プラン策定スケジュールについて ② 市民意識調査の実施について ③ 第2次清須市男女共同参画プラン（骨子案）について
令和3年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第2回清須市男女共同参画推進懇話会を開催 議題 ① 市民意識調査結果について ② 政策評価（庁内ヒアリング）の結果について ③ 第2次清須市男女共同参画プラン（素案）について
令和3年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第3回清須市男女共同参画推進懇話会を開催 議題 ① 第2次清須市男女共同参画プラン（原案）について ② 市民意識調査結果について
令和3年12月24日～ 令和4年1月25日	<p>パブリックコメントの実施 （市内14か所の公共施設などのほか、市のホームページにて第2次プラン（案）を公表し、市民からの意見を募る）</p>
令和4年2月4日～ 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度第4回清須市男女共同参画推進懇話会を開催 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる状況を鑑み、書面会議として開催（左記期間は意見照会期間） 議題 ① 第2次清須市男女共同参画プランの最終案について ② パブリックコメント実施結果について

5 用語解説

英数字

●LGBTQ

LGBTQとは、レズビアン(Lesbian:女性同性愛者)、ゲイ(Gay:男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual:両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender:性同一性障害者などで、心と体の性が一致しない人)、クエスチョニング(Questioning:「自身の性を何と考えるか」や「どんな性を好きになるか」ということが定まっていない、もしくは意図的に定めていない人)の頭文字をとった、性的少数者の総称の1つ。

●SOGIE

SOGIEとは、性的指向(Sexual Orientation:好きになる性)、性自認(Gender Identity:自分の性別についての認識)、性表現(Gender Expression:服装や髪形、一人称など性別についての表現)のそれぞれのアルファベットの頭文字を組み合わせた「人の属性を表す略称」のこと。異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことであり、性の多様性を表す。

あ行

●インセンティブ

動機付けのこと。男女共同参画に関する取り組みを促すため、取り組みの主体にインセンティブを与えることが戦略として有効となる。例えば、女性の活躍促進に積極的に取り組む企業の活動を促進するために、政府が補助金の給付や税制上の優遇等を行ったり(英国・ドイツ等)、公共調達において女性が経営する小規模な企業を優先的に調達先とするといった形で支援を行っている国(米国等)もある。

●エンパワーメント

力や権限を与えること。また、「女性のエンパワーメント」としては、自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことを指す。

か行

●カイ二乗検定

クロス集計における設問項目と属性項目の間に、統計的に意味のある関連性があるかどうかを調べる「独立性を検定」するもの。検定をするうえで、「設問項目と属性項目はそれぞれ独立している(関連性がない)」と仮定し、期待度数と実際の調査から得

た観測データからカイ二乗値及び有意確率を求め、有意確率 = p 値が有意水準（一般的に 0.05）より小さい場合に有意な差を認めた（関連性がある）と判断する。

● 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

● ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る役割を担う人のこと。

● 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。具体的には、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例をいう。

さ行

● ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス/Sex）ではなく、社会によって作り上げられた社会通念や習慣の中の「男性像」、「女性像」のこと。

● ジェンダー・ギャップ指数（GGI : Gender Gap Index）

国ごとの男女格差（ジェンダーギャップ）を図る指数。世界経済フォーラムが毎年「世界男女格差報告書（The Global Gender Gap Report）」において発表している。ジェンダー・ギャップ指数は各国の資源や機会が男女間でどのように配分されているかについて、①経済活動の参加と機会、②教育、③健康と寿命、④政治への関与の4分野で評価している。指数は0から1の数値で表され、0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

● 性的指向・性自認

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念である。

● セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利

益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされている。

た行

●デートDV

特に 10 代や 20 代などの若い世代の交際中のカップル間で生じる、身体的、精神的、性的、経済的暴力等のこと。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚・別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のこと。暴力には、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等）、精神的暴力（大声で怒鳴る、長期間無視する、ののしる、脅迫するなど）や性的暴力（性行為を強要する、嫌がっているのにポルノ雑誌やビデオを見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する等）、経済的暴力（生活費を渡さない、仕事をして収入を得ることを制限する、相談なく無計画な借金を重ねるなど）、社会的暴力（外出や親族・友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックする等）などが含まれる。

な行

●二次被害

DV 被害者を支援する側が、DV 被害者のおかれている状況やDV 自体に関して理解が不足しているために、被害者に対して不適切な対応をとることで、被害者がさらに被害を受けること。

は行

●パタニティ・ハラスメント

職場において、育児休業等の子の養育に関する制度・措置の利用を申出・取得した男性労働者が、上司・同僚からのそれら制度・措置の利用に関する言動により精神的・肉体的な苦痛を受け、就業環境が害されること。

●パワー・ハラスメント

職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のこと。

●ファミリー・フレンドリー企業

仕事と子育て、介護が両立できるような制度を持つなど、社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業のこと。愛知県ではワーク・ラ

イフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取り組みを広く紹介するため、登録制度を設けている。

●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

ま行

●マタニティ・ハラスメント

職場で働く女性が妊娠・出産を理由として人事で不利益な扱いを受けたり、上司・同僚からの妊娠・出産・育児等に関する言動により精神的・肉体的な苦痛を受け、就業環境が害されること。

●モラル・ハラスメント

職場や家庭等において、「相手を無視する」「暴言を吐く」「睨む」「嫌味を言う」「のしる」など、道徳や倫理に反する言葉や態度といった精神的暴力により相手に嫌な思いをさせること。

ら行

●性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる、健康で豊かな生活ができる状態のこと。

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律 第百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次
前文
第一章 総則（第一条—第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べることを。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次
前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

- 第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知

れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（中略）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの

保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(女性活躍推進法)

平成二十七年九月四日法律第六十四号
令和元年六月五日法律第二十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生

活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女

性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主につい

て、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援

助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の

職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及

び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的な人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、公平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解し

てはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。

このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明

- 形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
 - 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
 - 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
 - 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
 - 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
 - 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

以下省略



第2次清須市男女共同参画プラン

発行日：令和4年3月

発行：清須市教育委員会事務局 教育部生涯学習課

住所：〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL：052-400-2911 FAX：052-400-2963

URL：<https://www.city.kiyosu.aichi.jp/>



